

出来形管理基準及び規格値

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第2章 土工				
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工	2-3-2 掘削工			4-29
	2-3-3 盛土工			4-29
	2-3-4 盛土補強工	補強土（テールアルメ）壁工法		4-29
		多数アンカー式補強土工法		4-29
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法		4-29
	2-3-5 法面整形工	盛土部		4-30
	2-3-6 堤防天端工			4-30
第4節 道路土工	2-4-2 掘削工			4-30
	2-4-3 路体盛土工			4-31
	2-4-4 路床盛土工			4-31
	2-4-5 法面整形工	盛土部		4-31
第3章 無筋、鉄筋コンクリート				
第5節 鉄筋	3-7-4 鉄筋の組立て			4-31

※ 「準用する出来形管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第2章 一般施工				
第3節 共通の工種	2-3-4 矢板工	鋼矢板		4-32
		軽量鋼矢板		4-32
		コンクリート矢板		4-32
		広幅鋼矢板		4-32
		可とう鋼矢板		4-32
	2-3-5 法枠工	現場打法枠工		4-32
		現場吹付法枠工		4-32
		プレキャスト法枠工		4-32
	2-3-6 吹付工	コンクリート		4-32
		モルタル		4-32
	2-3-7 植生工	種子散布工		4-33
		張芝工		4-33
		筋芝工		4-33
		市松芝工		4-33
		植生シート工		4-33
		植生マット工		4-33
		植生筋工		4-33
		人工張芝工		4-33
		植生穴工		4-33
		植生基材吹付工		4-33
		客土吹付工		4-33
	2-3-8 縁石工	縁石・アスカーブ		4-33
	2-3-9 小型標識工			4-33
	2-3-10 防止柵工	立入防止柵		4-34
		転落（横断）防止柵		4-34
		車止めポスト		4-34
	2-3-11 路側防護柵工	ガードレール		4-34
		ガードケーブル		4-34
	2-3-12 区画線工			4-35
	2-3-13 道路付属物工	視線誘導標		4-35
		距離標		4-35
	2-3-14 桁製作工	仮組立による検査を実施する場合		4-36
		シミュレーション仮組立検査を行う場合		4-36
		仮組立検査を実施しない場合		4-38
		鋼製堰堤製作工（仮組立時）		4-39
	2-3-15 工場塗装工			4-39
	2-3-16 コンクリート面塗装工			4-40
第4節 基礎工	2-4-1 一般事項	切込砂利		4-40
		砕石基礎工		4-40
		割ぐり石基礎工		4-40
		均しコンクリート		4-40
	2-4-3 基礎工（護岸）	現場打		4-40
		プレキャスト		4-41
	2-4-4 既製杭工	既製コンクリート杭		4-41
		鋼管杭		4-41
		H鋼杭		4-41
	2-4-5 場所打杭工			4-41
	2-4-6 深礎工			4-41
	2-4-7 オープンケーソン基礎工			4-42
	2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工			4-42

※「準用する出来形管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第5節 石・ブロック積(張)工	2-4-9 鋼管矢板基礎工			4-42
	2-5-3 コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		4-43
		コンクリートブロック張り		4-43
		連節ブロック張り		4-43
		天端保護ブロック		4-43
	2-5-4 緑化ブロック工			4-44
第6節 一般舗装工	2-5-5 石積(張)工			4-44
	2-6-5 アスファルト舗装工	下層路盤工		4-45
		上層路盤工(粒度調整路盤工)		4-45
		上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		4-46
		加熱アスファルト安定処理工		4-46
		基層工		4-47
		表層工		4-47
	2-6-6 コンクリート舗装工	下層路盤工		4-48
		粒度調整路盤工		4-48
		セメント(石灰・瀝青)安定処理工		4-49
		アスファルト中間層		4-49
		コンクリート舗装版工		4-50
		転圧コンクリート版工(下層路盤工)		4-50
		転圧コンクリート版工(粒度調整路盤工)		4-50
		転圧コンクリート版工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)		4-51
		転圧コンクリート版工(アスファルト中間層)		4-51
		転圧コンクリート版工		4-51
	2-6-7 薄層カラー舗装工	下層路盤工		4-52
		上層路盤工(粒度調整路盤工)		4-52
		上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		4-53
		加熱アスファルト安定処理工		4-53
		基層工		4-53
	2-6-8 ブロック舗装工	下層路盤工		4-54
		上層路盤工(粒度調整路盤工)		4-54
		上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		4-55
		加熱アスファルト安定処理工		4-55
		基層工		4-55
第7節 地盤改良工	2-7-2 路床安定処理工			4-56
	2-7-3 置換工			4-56

※「準用する出来形管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第7節 地盤改良工	2-7-4 表層安定処理工	サンドマット	第3編2-7-6 サンドマット工	4-57
		サンドマット海上		4-57
	2-7-5 パイルネット工			4-57
	2-7-6 サンドマット工			4-57
	2-7-7 バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		4-58
		ペーパードレーン工		4-58
		袋詰式サンドドレーン工		4-58
	2-7-8 締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		4-58
	2-7-9 固結工	粉末噴射攪拌工		4-58
		高圧噴射攪拌工		4-58
		スラリー攪拌工		4-58
		生石灰パイル工		4-58
第10節 仮設工	2-10-5 土留・仮締切工	H鋼杭		4-59
		鋼矢板		4-59
		アンカー工		4-59
		連節ブロック張り工		4-59
		締切盛土		4-59
		中詰盛土		4-60
	2-10-9 地中連続壁工(壁式)			4-60
	2-10-10 地中連続壁工(柱列式)			4-60
	2-10-22 法面吹付工			4-60
第11節 軽量盛土工	2-11-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	4-31
第3章 共通施工				
第1節 共通関係	3-1-1 現場塗装工			4-61
	3-1-2 場所打擁壁工			4-62
	3-1-3 プレキャスト擁壁工			4-62
	3-1-4 井桁ブロック工			4-63
	3-1-5 アンカー工			4-63
	3-1-6 側溝工	プレキャストU型側溝		4-64
		L型側溝		4-64
	3-1-6 側溝工	自由勾配側溝		4-64
		管渠		4-64
	3-1-7 場所打水路工			4-64
	3-1-8 集水桝工			4-64
	3-1-9 暗渠工			4-64
	3-1-10 刃口金物製作工			4-65
	3-1-11 階段工			4-65
第2節 河川関係	3-2-1 巨石張り、巨石積み			4-65
	3-2-2 かごマット			4-66
	3-2-3 じゃかご			4-66
	3-2-4 ふとんかご、かご枠			4-66
	3-2-5 根固めブロック			4-67
	3-2-6 沈床工			4-67
	3-2-7 捨石工			4-67
	3-2-8 護岸付属物工			4-67

※「準用する出来形管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第3節 海岸関係	3-3-1 浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		4-68
		グラブ船		4-68
第4節 道路関係	3-4-1 プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		4-68
		プレキャストパイプ工		4-68
	3-4-2 落石防護柵工			4-68
	3-4-3 検査路製作工			4-69
	3-4-4 鋼製伸縮継手製作工			4-69
	3-4-5 落橋防止装置製作工			4-69
	3-4-6 鋼製排水管製作工			4-69
	3-4-7 プレビーム用桁製作工			4-70
	3-4-8 橋梁用防護柵製作工			4-70
	3-4-9 鑄造費	金属支承工		4-71
		大型ゴム支承工		4-72
	3-4-10 アンカープレート製作工			4-73
	3-4-11 仮設材製作工			4-73
	3-4-12 床版・横組工			4-73
	3-4-13 伸縮装置工	ゴムジョイント		4-73
		鋼製フィンガージョイント		4-74
	3-4-14 地覆工			4-74
	3-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工			4-74
	3-4-16 検査路工			4-74
	3-4-17 支承工	鋼製支承		4-75
		ゴム支承		4-75
	3-4-18 架設工（鋼橋）	クレーン架設		4-76
		ケーブルクレーン架設		4-76
		ケーブルエレクション架設		4-76
		架設桁架設		4-76
	3-4-18 架設工（鋼橋）	送出し架設		4-76
		トラベラークレーン架設		4-76
	3-4-19 プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋		4-77
		スラブ桁		4-77
	3-4-20 ポストテンション桁製作工			4-77
	3-4-21 プレキャストセグメント製作工（購入工）			4-78
	3-4-22 プレキャストセグメント主桁組立工			4-78
	3-4-23 P C ホロースラブ製作工			4-78
	3-4-24 P C 箱桁製作			4-79
	3-4-25 P C 押出し箱桁製作工			4-79
	3-4-26 架設工（コンクリート橋）	架設工（クレーン架設）		4-79

※「準用する出来形管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第4節 道路関係		架設工（架設桁架設）		4-79
		架設工支保工（固定）		4-79
		架設工支保工（移動）		4-79
		架設桁架設（片持架設）		4-79
		架設桁架設（押出し架設）		4-79
	3-4-27半たわみ性舗装工	下層路盤工		4-80
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		4-80
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		4-81
		加熱アスファルト安定処理工		4-81
		基層工		4-81
		表層工		4-81
	3-4-28排水性舗装工	下層路盤工		4-82
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		4-82
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		4-82
		加熱アスファルト安定処理工		4-83
		基層工		4-83
		表層工		4-83
	3-4-29グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		4-84
		基層工		4-84
		表層工		4-84
	3-4-30透水性舗装工	路盤工		4-85
		表層工		4-85
		透水性歩道舗装フィルター層		4-85
	3-4-31路面切削工			4-86
	3-4-32舗装打換え工			4-86
	3-4-33オーバーレイ工			4-86
	3-4-34落橋防止装置工			4-86

※ 「準用する出来形管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第1章 築堤・護岸				
第3節 護岸基礎工	1-3-3 基礎工		第3編2-4-3 基礎工（護岸）	4-40
	1-3-4 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	4-32
第4節 矢板護岸工	1-4-3 笠コンクリート工		第3編2-4-3 基礎工（護岸）	4-40
	1-4-4 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	4-32
第5節 法覆護岸工	1-5-3 コンクリートブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	4-43
	1-5-4 護岸附属物工		第3編3-2-8 護岸附属物工	4-67
	1-5-5 緑化ブロック工		第3編2-5-4 緑化ブロック工	4-44
	1-5-6 環境護岸ブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	4-43
	1-5-7 石積（張）工		第3編2-5-5 石積（張）工	4-44
	1-5-8 法枠工		第3編2-3-5 法枠工	4-32
	1-5-9 多自然型護岸工	巨石張り	第3編3-2-1 巨石張り、巨石積み	4-65
		巨石積み	第3編3-2-1 巨石張り、巨石積み	4-65
		かごマット	第3編3-2-2 かごマット	4-66
	1-5-10 吹付工		第3編2-3-6 吹付工	4-32
	1-5-11 植生工		第3編2-3-7 植生工	4-33
	1-5-12 覆土工		第1編2-3-5 法面整形工	4-30
	1-5-13 羽口工	じゃかご	第3編3-2-3 じゃかご	4-66
		ふとんかご	第3編3-2-4 ふとんかご、かご枠	4-66
		かご枠	第3編3-2-4 ふとんかご、かご枠	4-66
		連節ブロック張り	第3編2-5-3-2 連節ブロック張り	4-43
第6節 擁壁護岸工	1-6-3 場所打擁壁工		第3編3-1-2 場所打擁壁工	4-62
	1-6-4 プレキャスト擁壁工		第3編3-1-3 プレキャスト擁壁工	4-62
第7節 根固め工	1-7-3 根固めブロック工		第3編3-2-5 根固めブロック	4-67
	1-7-5 沈床工		第3編3-2-6 沈床工	4-67
	1-7-6 捨石工		第3編3-2-7 捨石工	4-67
	1-7-7 かご工	じゃかご	第3編3-2-3 じゃかご	4-66
		ふとんかご	第3編3-2-4 ふとんかご、かご枠	4-66
第8節 水制工	1-8-3 沈床工		第3編3-2-6 沈床工	4-67
	1-8-4 捨石工		第3編3-2-7 捨石工	4-67
	1-8-5 かご工	じゃかご	第3編3-2-3 じゃかご	4-66
		ふとんかご	第3編3-2-4 ふとんかご、かご枠	4-66
	1-8-8 杭出し水制工			4-87
第9節 付帯道路工	1-9-3 路側防護柵工		第3編2-3-11 路側防護柵工	4-34
	1-9-5 アスファルト舗装工		第3編2-6-5 アスファルト舗装工	4-45
	1-9-6 コンクリート舗装工		第3編2-6-6 コンクリート舗装工	4-48
	1-9-7 薄層カラー舗装工		第3編2-6-7 薄層カラー舗装工	4-52
	1-9-8 ブロック舗装工		第3編2-6-8 ブロック舗装工	4-54
	1-9-9 側溝工		第3編3-1-6 側溝工	4-64
	1-9-10 集水桝工		第3編3-1-8 集水桝工	4-64
	1-9-11 縁石工		第3編2-3-8 縁石工	4-33
	1-9-12 区画線工		第3編2-3-12 区画線工	4-35

※ 「準用する出来形管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第10節 付帯道路施設工	1-10-3 道路付属物工		第3編2-3-13道路付属物工	4-35
	1-10-4 標識工		第3編2-3-9 小型標識工	4-33
第11節 光ケーブル配管工	1-11-3 配管工			4-87
	1-11-4 ハンドホール工			4-87
第2章 浚渫（川）				
第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	2-2-2 浚渫船運転工（民船・官船）		第3編3-3-1 浚渫船運転工	4-68
第3節 浚渫工（グラブ船）	2-3-2 浚渫船運転工		第3編3-3-1-2 浚渫船運転工	4-68
第4節 浚渫工（バックホウ浚渫船）	2-4-2 浚渫船運転工		第3編3-3-1-2 浚渫船運転工	4-68
第3章 樋門・樋管				
第3節 樋門・樋管本体工	3-3-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	4-41
	3-3-4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	4-41
	3-3-5 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	4-32
	3-3-6 函渠工	本体工		4-88
		ヒューム管		4-88
		P C管		4-88
		コルゲートパイプ		4-88
		ダクタイル鋳鉄管		4-88
		P C函渠	第3編3-4-1 プレキャストカルバート工	4-68
	3-3-7 翼壁工			4-89
	3-3-8 水叩工			4-89
第4節 護床工	3-4-3 根固めブロック工		第3編3-2-5 根固めブロック	4-67
	3-4-5 沈床工		第3編3-2-6 沈床工	4-67
	3-4-6 捨石工		第3編3-2-7 捨石工	4-67
	3-4-7 かご工	じゃかご	第3編3-2-3 じゃかご	4-66
		ふとんかご	第3編3-2-4 ふとんかご、かご枠	4-66
第5節 水路工	3-5-3 側溝工		第3編3-1-7 場所打水路工	4-64
	3-5-4 集水桝工		第3編3-1-8 集水桝工	4-64
	3-5-5 暗渠工		第3編3-1-9 暗渠工	4-64
	3-5-6 樋門接続暗渠工		第3編3-4-1 プレキャストカルバート工	4-68
第6節 付属物設置工	3-6-3 防止柵工		第3編2-3-10 防止柵工	4-34
	3-6-7 階段工		第3編3-1-11 階段工	4-65
第4章 水門				
第3節 工場製作工	4-3-3 桁製作工		第3編2-3-14 桁製作工	4-36
	4-3-4 鋼製伸縮継手製作工		第3編3-4-4 鋼製伸縮継手製作工	4-69
	4-3-5 落橋防止装置製作工		第3編3-4-5 落橋防止装置製作工	4-69
	4-3-6 鋼製排水管製作工		第3編3-4-6 鋼製排水管製作工	4-69
	4-3-7 橋梁用防護柵製作工		第3編3-4-8 橋梁用防護柵製作工	4-70
	4-3-8 鑄造費		第3編3-4-9 鑄造費	4-71
	4-3-9 仮設材製作工		第3編3-4-11 仮設材製作工	4-73
	4-3-10 工場塗装工		第3編2-3-15 工場塗装工	4-39
第4節 水門本体工	4-4-4 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	4-41
	4-4-5 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	4-41
	4-4-6 矢板工（遮水矢板）		第3編2-3-4 矢板工（遮水矢板）	4-32

※ 「準用する出来形管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第4節 水門本体工	4-4-7床版工			4-89
	4-4-8堰柱工			4-89
	4-4-9門柱工			4-89
	4-4-10ゲート操作台工			4-89
	4-4-11胸壁工			4-89
	4-4-12翼壁工		第6編3-3-7翼壁工	4-89
	4-4-13水叩工		第6編3-3-8水叩工	4-89
第5節 護床工	4-5-3根固めブロック工		第3編3-2-5根固めブロック	4-67
	4-5-5沈床工		第3編3-2-6沈床工	4-67
	4-5-6捨石工		第3編3-2-7捨石工	4-67
	4-5-7かご工	じゃかご	第3編3-2-3じゃかご	4-66
		ふとんかご	第3編3-2-4ふとんかご、かご枠	4-66
第6節 付属物設置工	4-6-2防止柵工		第3編2-3-10防止柵工	4-34
	4-6-8階段工		第3編3-1-11階段工	4-65
第7節 鋼管理橋上部工	4-7-4架設工(クレーン架設)		第3編3-4-18架設工(鋼橋)	4-76
	4-7-5架設工(ケーブルクレーン架設)		第3編3-4-18架設工(鋼橋)	4-76
	4-7-6架設工(ケーブルエレクトリション架設)		第3編3-4-18架設工(鋼橋)	4-76
	4-7-7架設工(架設桁架設)		第3編3-4-18架設工(鋼橋)	4-76
	4-7-8架設工(送出し架設)		第3編3-4-18架設工(鋼橋)	4-76
	4-7-9架設工(トラベラークレーン架設)		第3編3-4-18架設工(鋼橋)	4-76
	4-7-10支承工		第3編3-4-17支承工	4-75
第8節 橋梁現場塗装工	4-8-2現場塗装工		第3編3-1-1現場塗装工	4-61
第9節 床版工	4-9-2床版工		第3編3-4-12床版・横組工	4-73
第10節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	4-10-2伸縮装置工		第3編3-4-13伸縮装置工	4-73
	4-10-4地覆工		第3編3-4-14地覆工	4-74
	4-10-5橋梁用防護柵工		第3編3-4-15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	4-74
	4-10-6橋梁用高欄工		第3編3-4-15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	4-74
	4-10-7検査路工		第3編3-4-16検査路工	4-74
第12節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	4-12-2プレテンション桁製作工(購入工)		第3編3-4-19プレテンション桁製作工(購入工)	4-77
	4-12-3ポストテンション桁製作工		第3編3-4-20ポストテンション桁製作工	4-77
	4-12-4プレキャストセグメント製作工(購入工)		第3編3-4-21プレキャストセグメント製作工(購入工)	4-78
	4-12-5プレキャストセグメント主桁組立工		第3編3-4-22プレキャストセグメント主桁組立工	4-78
	4-12-6支承工		第3編3-4-17支承工	4-75
	4-12-7架設工(クレーン架設)		第3編3-4-26架設工(コンクリート橋)	4-79
	4-12-8架設工(架設桁架設)		第3編3-4-26架設工(コンクリート橋)	4-79
	4-12-9床版・横組工		第3編3-4-12床版・横組工	4-73
	4-12-10落橋防止装置工		第3編3-4-34落橋防止装置工	4-86
第13節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	4-13-1架設支保工(固定)		第3編3-4-26架設工(コンクリート橋)	4-79
	4-13-2支承工		第3編3-4-17支承工	4-75
	4-13-4落橋防止装置工		第3編3-4-34落橋防止装置工	4-86
	4-13-5PCホロースラブ製作工		第3編3-4-23PCホロースラブ製作工	4-78

※「準用する出来形管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第14節 橋梁付属物工 (コンクリート管理橋)	4-14-2 伸縮装置工		第3編3-4-13伸縮装置工	4-73
	4-14-4 地覆工		第3編3-4-14地覆工	4-74
	4-14-5 橋梁用防護柵工		第3編3-4-15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	4-74
	4-14-6 橋梁用高欄工		第3編3-4-15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	4-74
	4-14-7 検査路工		第3編3-4-16検査路工	4-74
第16節 舗装工	4-16-5 アスファルト舗装工		第3編2-6-5アスファルト舗装工	4-45
	4-16-6 半たわみ性舗装工		第3編3-4-27半たわみ性舗装工	4-80
	4-16-7 排水性舗装工		第3編3-4-28排水性舗装工	4-82
	4-16-8 透水性舗装工		第3編3-4-30透水性舗装工	4-85
	4-16-9 グースアスファルト舗装工		第3編3-4-29グースアスファルト舗装工	4-84
	4-16-10 コンクリート舗装工		第3編2-6-6コンクリート舗装工	4-48
	4-16-11 薄層カラー舗装工		第3編2-6-7薄層カラー舗装工	4-52
	4-16-12 ブロック舗装工		第3編2-6-8ブロック舗装工	4-54
第5章 堰				
第3節 工場製作工	5-3-3 刃口金物製作工		第3編3-1-10刃口金物製作工	4-65
	5-3-4 桁製作工		第3編2-3-14桁製作工	4-36
	5-3-5 検査路製作工		第3編3-4-3検査路製作工	4-69
	5-3-6 鋼製伸縮継手製作工		第3編3-4-4鋼製伸縮継手製作工	4-69
	5-3-7 落橋防止装置製作工		第3編3-4-5落橋防止装置製作工	4-69
	5-3-8 鋼製排水管製作工		第3編3-4-6鋼製排水管製作工	4-69
	5-3-9 プレビーム用桁製作工		第3編3-4-7プレビーム用桁製作工	4-70
	5-3-10 橋梁用防護柵製作工		第3編3-4-8橋梁用防護柵製作工	4-70
	5-3-11 鋳造費		第3編3-4-9鋳造費	4-71
	5-3-12 アンカーフレーム製作工		第3編3-4-10アンカーフレーム製作工	4-73
	5-3-13 仮設材製作工		第3編3-4-11仮設材製作工	4-73
	5-3-14 工場塗装工		第3編2-3-15工場塗装工	4-39
第4節 可動堰本体工	5-4-3 既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	4-41
	5-4-4 場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	4-41
	5-4-5 オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7オープンケーソン基礎工	4-42
	5-4-6 ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	4-42
	5-4-7 矢板工		第3編2-3-4矢板工	4-32
	5-4-8 床版工		第6編4-4-7床版工	4-89
	5-4-9 堰柱工		第6編4-4-8堰柱工	4-89
	5-4-10 門柱工		第6編4-4-9門柱工	4-89
	5-4-11 ゲート操作台工		第6編4-4-10ゲート操作台工	4-89
	5-4-12 水叩工		第6編3-3-8水叩工	4-89
	5-4-13 閘門工			4-89
	5-4-14 土砂吐工			4-89
	5-4-15 取付擁壁工		第3編3-1-2場所打擁壁工	4-62
第5節 固定堰本体工	5-5-3 既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	4-41
	5-5-4 場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	4-41
	5-5-5 オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7オープンケーソン基礎工	4-42

※ 「準用する出来形管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第5節 固定堰本体工	5-5-6 ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	4-42
	5-5-7 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	4-32
	5-5-8 堰本体工			4-89
	5-5-9 水叩工			4-89
	5-5-10 土砂吐工			4-89
	5-5-11 取付擁壁工		第3編3-1-2 場所打擁壁工	4-62
第6節 魚道工	5-6-3 魚道本体工			4-90
第7節 管理橋下部工	5-7-2 管理橋橋台工			4-90
第8節 鋼管理橋上部工	5-8-4 架設工（クレーン架設）		第3編3-4-18 架設工（鋼橋）	4-76
	5-8-5 架設工（ケーブルクレーン架設）		第3編3-4-18 架設工（鋼橋）	4-76
	5-8-6 架設工（ケーブルエクシジョン架設）		第3編3-4-18 架設工（鋼橋）	4-76
	5-8-7 架設工（架設桁架設）		第3編3-4-18 架設工（鋼橋）	4-76
	5-8-8 架設工（送出し架設）		第3編3-4-18 架設工（鋼橋）	4-76
	5-8-9 架設工（トラベラークレーン架設）		第3編3-4-18 架設工（鋼橋）	4-76
	5-8-10 支承工		第3編3-4-17 支承工	4-75
第9節 橋梁現場塗装工	5-9-2 現場塗装工		第3編3-1-1 現場塗装工	4-61
第10節 床版工	5-10-2 床版工		第3編3-4-12 床版・横組工	4-73
第11節 橋梁付属物工（鋼管理橋）	5-11-2 伸縮装置工		第3編3-4-13 伸縮装置工	4-73
	5-11-4 地覆工		第3編3-4-14 地覆工	4-74
	5-11-5 橋梁用防護柵工		第3編3-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	4-74
	5-11-6 橋梁用高欄工		第3編3-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	4-74
	5-11-7 検査路工		第3編3-4-16 検査路工	4-74
第13節 コンクリート管理橋上部工（PC橋）	5-13-2 プレテンション桁製作工（購入工）		第3編3-4-19 プレテンション桁製作工（購入工）	4-77
	5-13-3 ポストテンション桁製作工		第3編3-4-20 ポストテンション桁製作工	4-77
	5-13-4 プレキャストセグメント製作工（購入工）		第3編3-4-21 プレキャストセグメント製作工（購入工）	4-50
	5-13-5 プレキャストセグメント主桁組立工		第3編3-4-22 プレキャストセグメント主桁組立工	4-50
	5-13-6 支承工		第3編3-4-17 支承工	4-75
	5-13-7 架設工（クレーン架設）		第3編3-4-26 架設工（コンクリート橋）	4-79
	5-13-8 架設工（架設桁架設）		第3編3-4-26 架設工（コンクリート橋）	4-79
	5-13-9 床版・横組工		第3編3-4-12 床版・横組工	4-73
	5-13-10 落橋防止装置工		第3編3-4-34 落橋防止装置工	4-86
第14節 コンクリート管理橋上部工（PC橋ホロースラブ橋）	5-14-2 架設支保工（固定）		第3編3-4-26 架設工（コンクリート橋）	4-79
	5-14-3 支承工		第3編3-4-17 支承工	4-75
	5-14-4 落橋防止装置工		第3編3-4-34 落橋防止装置工	4-86
	5-14-5 PCホロースラブ製作工		第3編3-4-23 PCホロースラブ製作工	4-78
第15節 コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）	5-15-2 架設支保工（固定）		第3編3-4-26 架設工（コンクリート橋）	4-79
	5-15-3 支承工		第3編3-4-17 支承工	4-75
	5-15-4 PC箱桁製作工		第3編3-4-24 PC箱桁製作工	4-79
	5-15-5 落橋防止装置工		第3編3-4-34 落橋防止装置工	4-86
第16節 橋梁付属物工（コンクリート管理橋）	5-16-2 伸縮装置工		第3編3-4-13 伸縮装置工	4-73
	5-16-4 地覆工		第3編3-4-14 地覆工	4-74

※ 「準用する出来形管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第16節 橋梁付属物工 (コンクリート管理橋)	5-16-5 橋梁用防護柵工		第3編3-4-15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	4-74
	5-16-6 橋梁用高欄工		第3編3-4-15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	4-74
	5-16-7 検査路工		第3編3-4-16検査路工	4-74
第18節 付属物設置工	5-18-3 防止柵工		第3編2-3-10防止柵工	4-34
	5-18-7 階段工		第3編3-1-11階段工	4-65
第6章 排水機場				
第3節 機場本体工	6-3-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	4-41
	6-3-4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	4-41
	6-3-5 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	4-32
	6-3-6 本体工			4-91
	6-3-7 燃料貯油槽工			4-91
第4節 沈砂池工	6-4-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	4-41
	6-4-4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	4-41
	6-4-5 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	4-32
	6-4-6 場所打擁壁工		第3編3-1-2 場所打擁壁工	4-62
	6-4-7 コンクリート床版工			4-91
	6-4-8 ブロック床版工		第3編3-2-5 根固めブロック	4-67
	6-4-9 場所打水路工		第3編3-1-7 場所打水路工	4-64
第5節 吐出水槽工	6-5-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	4-41
	6-5-4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	4-41
	6-5-5 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	4-32
	6-5-6 本体工		第6編6-3-6 本体工	4-91
第7章 床止め・床固め				
第3節 床止め工	7-3-4 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	4-41
	7-3-5 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	4-32
	7-3-6 本体工	床固め本体工		4-92
		植石張り	第3編2-5-5 石積(張)工	4-44
		根固めブロック	第3編3-2-5 根固めブロック	4-67
	7-3-7 取付擁壁工		第3編3-1-2 場所打擁壁工	4-62
	7-3-8 水叩工			4-92
		巨石張り	第3編3-2-1 巨石張り、巨石積み	4-65
		根固めブロック	第3編3-2-5 根固めブロック	4-67
第4節 床固め工	7-4-4 本堤工		第6編7-3-6-1 本体工	4-92
	7-4-5 垂直壁工		第6編7-3-6-1 本体工	4-92
	7-4-6 側壁工			4-92
	7-4-7 水叩工		第6編7-3-8 水叩工	4-92
第5節 山留擁壁工	7-5-3 コンクリート擁壁工		第3編3-1-2 場所打擁壁工	4-62
	7-5-4 ブロック積擁壁工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	4-43
	7-5-5 石積擁壁工		第3編2-5-5 石積(張)工	4-44
	7-5-6 山留擁壁基礎工		第3編2-4-3 法留基礎工	4-40
第8章 河川維持				
第7節 路面補修工	8-7-3 不陸整正工		第1編2-3-6 堤防天端工	4-30
	8-7-4 コンクリート舗装補修工		第3編2-6-6 コンクリート舗装工	4-48
	8-7-5 アスファルト舗装補修工		第3編2-6-5 アスファルト舗装工	4-45

※「準用する出来形管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第8節 付属物復旧工	8-8-2 付属物復旧工		第3編2-3-11路側防護柵工	4-34
第9節 付属物設置工	8-9-3 防護柵工		第3編2-3-10防止柵工	4-34
	8-9-5 付属物設置工		第3編2-3-13道路付属物工	4-35
第10節 光ケーブル配管工	8-10-3 配管工		第6編1-11-3 配管工	4-87
	8-10-4 ハンドホール工		第6編1-11-4 ハンドホール工	4-87
第12節 植栽維持工	8-12-3 樹木・芝生管理工		第3編2-3-7 植生工	4-33
第9章 河川修繕				
第3節 腹付工	9-3-2 覆土工		第1編2-3-5 法面整形工	4-30
	9-3-3 植生工		第3編2-3-7 植生工	4-33
第4節 側帯工	9-4-2 縁切工	じゃかご工	第3編3-2-3 じゃかご	4-66
		連節ブロック張り	第3編2-5-3 コンクリートブロック工	4-43
		コンクリートブロック張り	第3編2-5-3 コンクリートブロック工	4-43
第5節 堤脚保護工	9-4-2 縁切工	石張工	第3編2-5-5 石積（張）工	4-44
	9-4-3 植生工		第3編2-3-7 植生工	4-33
	9-5-3 石積工		第3編2-5-5 石積（張）工	4-44
	9-5-4 コンクリートブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	4-43
第6節 管理用通路工	9-6-2 防護柵工		第3編2-3-10防止柵工	4-34
	9-6-4 路面切削工		第3編3-4-31路面切削工	4-86
	9-6-5 舗装打換え工		第3編3-4-32舗装打換え工	4-86
	9-6-6 オーバーレイ工		第3編3-4-33オーバーレイ工	4-86
	9-6-7 排水構造物工	プレキャストU型側溝・管（函）渠	第3編3-1-6 側溝工	4-64
		集水枳工	第3編3-1-8 集水枳工	4-64
	9-6-8 道路付属物工	歩車道境界ブロック	第3編2-3-8 縁石工	4-33
第7節 現場塗装工	9-7-3 付属物塗装工		第3編3-1-1 現場塗装工	4-61
	9-7-4 コンクリート面塗装工		第3編2-3-16コンクリート面塗装工	4-40

※ 「準用する出来形管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第1章 堤防・護岸				
第3節 護岸基礎工	1-3-4 捨石工		第3編3-2-7 捨石工	4-67
	1-3-5 場所打コンクリート工			4-93
	1-3-6 海岸コンクリートブロック工			4-93
	1-3-7 笠コンクリート工		第3編2-4-3 法留基礎工	4-40
	1-3-8 基礎工		第3編2-4-3 法留基礎工	4-40
	1-3-9 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	4-32
第4節 護岸工	1-4-3 石積（張）工		第3編2-5-5 石積（張）工	4-44
	1-4-4 海岸コンクリートブロック工			4-93
	1-4-5 コンクリート被覆工			4-94
第5節 擁壁工	1-5-3 場所打擁壁工		第3編3-1-2 場所打擁壁工	4-62
第6節 天端被覆工	1-6-2 コンクリート被覆工			4-94
第7節 波返工	1-7-3 波返工			4-94
第8節 裏法被覆工	1-8-2 石積（張）工		第3編2-5-5 石積（張）工	4-44
	1-8-3 コンクリートブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	4-43
	1-8-4 コンクリート被覆工		第7編1-4-5 コンクリート被覆工	4-94
	1-8-5 法枠工		第3編2-3-5 法枠工	4-32
第9節 カルバート工	1-9-3 プレキャストカルバート工		第3編3-4-1 プレキャストカルバート工	4-68
第10節 排水構造物工	1-10-3 側溝工		第3編3-1-6 側溝工	4-64
	1-10-4 集水桝工		第3編3-1-8 集水桝工	4-64
	1-10-5 管渠工	プレキャストパイプ	第3編3-1-9 暗渠工	4-64
		プレキャストボックス	第3編3-1-9 暗渠工	4-64
		コルゲートパイプ	第3編3-1-9 暗渠工	4-64
		タグタイル鉄管	第3編3-1-9 暗渠工	4-64
	1-10-6 場所打水路工		第3編3-1-7 場所打水路工	4-64
第11節 付属物設置工	1-11-3 防止柵工		第3編2-3-10 防止柵工	4-34
	1-11-6 階段工		第3編3-1-11 階段工	4-65
第12節 付帯道路工	1-12-3 路側防護柵工		第3編2-3-11 路側防護柵工	4-34
	1-12-5 アスファルト舗装工		第3編2-6-5 アスファルト舗装工	4-45
	1-12-6 コンクリート舗装工		第3編2-6-6 コンクリート舗装工	4-48
	1-12-7 薄層カラー舗装工		第3編2-6-7 薄層カラー舗装工	4-52
	1-12-8 側溝工		第3編3-1-6 側溝工	4-64
	1-12-9 集水桝工		第3編3-1-8 集水桝工	4-64
	1-12-10 縁石工		第3編2-3-8 縁石工	4-33
	1-12-11 区画線工		第3編2-3-12 区画線工	4-35
第13節 付帯道路施設工	1-13-3 道路付属物工		第3編2-3-13 道路付属物工	4-35
	1-13-4 小型標識工		第3編2-3-9 小型標識工	4-33
第2章 突堤・人工岬				
第3節 突堤基礎工	2-3-4 捨石工			4-95
	2-3-5 吸出し防止工			4-95
第4節 突堤本体工	2-4-2 捨石工			4-95
	2-4-5 海岸コンクリートブロック工			4-96
	2-4-6 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	4-41

※「準用する出来形管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第4節 突堤本体工	2-4-7 詰杭工		第3編2-4-4 既製杭工	4-41
	2-4-8 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	4-32
	2-4-9 石枠工			4-96
	2-4-10 場所打コンクリート工			4-96
	2-4-11 ケーソン工	ケーソン工製作		4-97
		ケーソン工据付		4-97
		突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)		4-97
	2-4-12 セルラー工	セルラー工製作		4-98
		セルラー工据付		4-98
		突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)		4-98
第5節 根固め工	2-5-2 捨石工			4-98
	2-5-3 根固めブロック工			4-99
第6節 消波工	2-6-2 捨石工		第7編2-5-2 捨石工	4-98
	2-6-3 消波ブロック工			4-99
第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）				
第3節 海域堤基礎工	3-3-3 捨石工			4-99
	3-3-4 吸出し防止工		第7編2-3-5 吸出し防止工	4-95
第4節 海域堤本体工	3-4-2 捨石工		第7編2-3-4 捨石工	4-95
	3-4-3 海岸コンクリートブロック工		第7編2-4-5 海岸コンクリートブロック工	4-96
	3-4-4 ケーソン工		第7編2-4-11 ケーソン工	4-97
	3-4-5 セルラー工		第7編2-4-12 セルラー工	4-98
	3-4-6 場所打コンクリート工		第7編2-4-10 場所打ちコンクリート工	4-96
第4章 浚渫（海）				
第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	4-2-2 浚渫船運転工		第3編3-3-1 浚渫船運転工	4-68
第3節 浚渫工（グラブ船）	4-3-2 浚渫船運転工		第3編3-3-1 浚渫船運転工	4-68
第5章 養浜				
第2節 砂止工	5-2-2 根固めブロック工		第7編2-5-3 根固めブロック工	4-99

※ 「準用する出来形管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第1章 砂防堰堤				
第3節 工場製作工	1-3-3 鋼製堰堤製作工		第3編2-3-14-3 桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))	4-36
	1-3-4 鋼製堰堤仮設材 製作工			4-100
	1-3-5 工場塗装工		第3編2-3-15 工場塗装工	4-39
第4節 法面工	1-4-2 植生工		第3編2-3-7 植生工	4-33
	1-4-3 法面吹付け工		第3編2-3-6 吹付工	4-32
	1-4-4 法枠工		第3編2-3-5 法枠工	4-32
	1-4-6 アンカー工		第3編3-1-5 アンカー工	4-63
	1-4-7 かご工	じゃかご	第3編3-2-3 じゃかご	4-66
		ふとんかご	第3編3-2-4 ふとんかご、か ご枠	4-66
第6節 コンクリート 堰堤工	1-6-4 コンクリート堰 堤本体工			4-100
	1-6-5 コンクリート副 堰堤工		第8編1-6-4 コンクリート堰 堤本体工	4-100
	1-6-6 コンクリート側 壁工			4-100
	1-6-8 水叩工			4-101
第7節 鋼製堰堤工	1-7-5 鋼製堰堤本体工	不透過型		4-101
		透過型		4-101
	1-7-6 鋼製側壁工			4-102
	1-7-7 コンクリート側 壁工		第8編1-6-6 コンクリート側 壁工	4-100
	1-7-9 水叩工		第8編1-6-8 水叩工	4-101
	1-7-10 現場塗装工		第3編3-1-1 現場塗装工	4-61
第8節 護床工・根固 め工	1-8-4 根固めブロック 工		第3編3-2-5 根固めブロック	4-67
	1-8-6 沈床工		第3編3-2-6 沈床工	4-67
	1-8-7 かご工	じゃかご	第3編3-2-3 じゃかご	4-66
		ふとんかご	第3編3-2-4 ふとんかご、か ご枠	4-66
第9節 砂防堰堤付属 物設置工	1-9-3 防止柵工		第3編2-3-10 防止柵工	4-34
第10節 付帯道路工	1-10-3 路側防護柵工		第3編2-3-11 路側防護柵工	4-34
	1-10-5 アスファルト舗 装工		第3編2-6-5 アスファルト舗 装工	4-45
	1-10-6 コンクリート舗 装工		第3編2-6-6 コンクリート舗 装工	4-48
	1-10-7 薄層カラー舗装 工		第3編2-6-7 薄層カラー舗装 工	4-52
	1-10-8 側溝工		第3編3-1-7 場所打水路工	4-64
	1-10-9 集水桝工		第3編3-1-8 集水桝工	4-64
	1-10-10 縁石工		第3編2-3-8 縁石工	4-33
	1-10-11 区画線工		第3編2-3-12 区画線工	4-35
第11節 付帯道路施設工	1-11-3 道路附属物工		第3編2-3-13 道路附属物工	4-35
	1-11-4 小型標識工		第3編2-3-9 小型標識工	4-33
第2章 流路				
第3節 流路護岸工	2-3-4 基礎工		第3編2-4-3 基礎工 (護岸)	4-40
	2-3-5 コンクリート擁 壁工		第3編3-1-2 場所打擁壁工	4-62
	2-3-6 ブロック積擁壁 工		第3編2-5-3 コンクリートブ ロック工	4-43
	2-3-7 石積擁壁工		第3編2-5-5 石積 (張) 工	4-44
	2-3-8 護岸附属物工		第3編3-2-8 護岸附属物工	4-67
	2-3-9 植生工		第3編2-3-7 植生工	4-33
第4節 床固め工	2-4-4 床固め本体工		第8編1-6-4 コンクリート堰 堤本体工	4-100

※ 「準用する出来形管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第4節 床固め工	2-4-5 垂直壁工		第8編1-6-4 コンクリート堰堤本体工	4-100
	2-4-6 側壁工		第8編1-6-6 コンクリート側壁工	4-100
	2-4-7 水叩工		第8編1-6-8 水叩工	4-101
	2-4-8 魚道工			4-102
第5節 根固め・水制工	2-5-4 根固めブロック工		第3編3-2-5 根固めブロック	4-67
	2-5-6 捨石工		第3編3-2-7 捨石工	4-67
	2-5-7 かご工	じゃかご	第3編3-2-3 じゃかご	4-66
		ふとんかご	第3編3-2-4 ふとんかご、かご枠	4-66
		かごマット	第3編3-2-2 かごマット	4-66
第6節 流路付属物設置工	2-6-2 階段工		第3編3-1-11 階段工	4-65
	2-6-3 防止柵工		第3編2-3-10 防止柵工	4-34
第3章 斜面对策				
第3節 法面工	3-3-2 植生工		第3編2-3-7 植生工	4-33
	3-3-3 吹付工		第3編2-3-6 吹付工	4-32
	3-3-4 法枠工		第3編2-3-5 法枠工	4-32
	3-3-5 かご工	じゃかご	第3編3-2-3 じゃかご	4-66
		ふとんかご	第3編3-2-4 ふとんかご、かご枠	4-66
	3-3-6 アンカー工（プレキャストコンクリート板）		第3編3-1-5 アンカー工	4-63
	3-3-7 抑止アンカー工		第3編3-1-5 アンカー工	4-63
第4節 擁壁工	3-4-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	4-41
	3-4-4 場所打擁壁工		第3編3-1-2 場所打擁壁工	4-62
	3-4-5 プレキャスト擁壁工		第3編3-1-3 プレキャスト擁壁工	4-62
	3-4-6 補強土壁工		第1編2-3-4 補強土壁工	4-29
	3-4-7 井桁ブロック工		第3編3-1-4 井桁ブロック工	4-63
	3-4-8 落石防護工		第3編3-4-2 落石防護柵工	4-68
第5節 山腹水路工	3-5-3 山腹集水路・排水路工		第3編3-1-7 場所打水路工	4-64
	3-5-4 山腹明暗渠工			4-102
	3-5-5 山腹暗渠工		第3編3-1-9 暗渠工	4-64
	3-5-6 現場打水路工		第3編3-1-7 場所打水路工	4-64
	3-5-7 集水樹工		第3編3-1-8 集水樹工	4-64
第6節 地下水排除工	3-6-4 集排水ボーリング工			4-103
	3-6-5 集水井工			4-103
第7節 地下水遮断工	3-7-3 場所打擁壁工		第3編3-1-2 場所打擁壁工	4-62
	3-7-4 固結工		第3編2-7-9 固結工	4-58
	3-7-5 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	4-32
第8節 抑止杭工	3-8-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	4-41
	3-8-4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	4-41
	3-8-5 シャフト工（深礎工）		第3編2-4-6 深礎工	4-41
	3-8-6 合成杭工			4-103

※ 「準用する出来形管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第9編 ダム編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第1章 コンクリートダム				
第4節 ダムコンクリート工	1-4 コンクリートダム工 (本体)			4-104
	1-4 コンクリートダム工 (水叩)			4-104
	1-4 コンクリートダム工 (副ダム)			4-105
	1-4 コンクリートダム工 (導流壁)			4-106
第2章 フィルダム				
第3節 盛立工	2-3-5 コアの盛立			4-107
	2-3-6 フィルターの盛立			4-107
	2-3-7 ロックの盛立			4-107
	2 フィルダム (洪水吐)			4-108
第3章 基礎グラウチング				
第3節 ボーリング工	3-3 ボーリング工			4-108

※ 「準用する出来形管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第1章 道路改良				
第3節 工場製作工	1-3-2 遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		4-109
		工場塗装工	第3編2-3-15工場塗装工	4-39
第4節 法面工	1-4-2 植生工		第3編2-3-7 植生工	4-33
	1-4-3 法面吹付工		第3編2-3-6 吹付工	4-32
	1-4-4 法枠工		第3編2-3-5 法枠工	4-32
	1-4-6 アンカー工		第3編3-1-5 アンカー工	4-63
	1-4-7 かご工	じゃかご	第3編3-2-3 じゃかご	4-66
		ふとんかご	第3編3-2-4 ふとんかご、かご枠	4-66
第5節 擁壁工	1-5-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	4-41
	1-5-4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	4-41
	1-5-5 場所打擁壁工		第3編3-1-2 場所打擁壁工	4-62
	1-5-6 プレキャスト擁壁工		第3編3-1-3 プレキャスト擁壁工	4-62
	1-5-7 補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法		4-109
		多数アンカー式補強土工法		4-109
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法		4-109
	1-5-8 井桁ブロック工		第3編3-1-4 井桁ブロック工	4-63
第6節 石・ブロック積（張）工	1-6-3 コンクリートブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	4-43
	1-6-4 石積（張）工		第3編2-5-5 石積（張）工	4-44
第7節 カルバート工	1-7-4 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	4-41
	1-7-5 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	4-41
	1-7-6 場所打函渠工			4-109
	1-7-7 プレキャストカルバート工		第3編3-4-1 プレキャストカルバート工	4-68
第8節 排水構造物工（小型水路工）	1-8-3 側溝工		第3編3-1-6 側溝工	4-64
	1-8-4 管渠工		第3編3-1-6 側溝工	4-64
	1-8-5 集水桝・マンホール工		第3編3-1-8 集水桝工	4-64
	1-8-6 地下排水工		第3編3-1-9 暗渠工	4-64
	1-8-7 場所打水路工		第3編3-1-7 場所打水路工	4-64
	1-8-8 排水工（小段排水・縦排水）		第3編3-1-6 側溝工	4-64
第9節 落石雪害防止工	1-9-4 落石防止網工			4-109
	1-9-5 落石防護柵工		第3編3-4-2 落石防護柵工	4-68
	1-9-6 防雪柵工			4-109
	1-9-7 雪崩予防柵工			4-110
第10節 遮音壁工	1-10-4 遮音壁基礎工			4-110
	1-10-5 遮音壁本体工			4-110
第2章 舗装				
第3節 舗装工	2-3-5 アスファルト舗装工		第3編2-6-5 アスファルト舗装工	4-45
	2-3-6 半たわみ性舗装工		第3編3-4-27 半たわみ性舗装工	4-80
	2-3-7 排水性舗装工		第3編3-4-28 排水性舗装工	4-82
	2-3-8 透水性舗装工		第3編3-4-30 透水性舗装工	4-85
	2-3-9 グースアスファルト舗装工		第3編3-4-29 グースアスファルト舗装工	4-84
	2-3-10 コンクリート舗装工		第3編2-6-6 コンクリート舗装工	4-48

※ 「準用する出来形管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第 3 節 舗装工	2-3-11薄層カラー舗装工		第3編2-6-7薄層カラー舗装工	4-52
	2-3-12ブロック舗装工		第3編2-6-8ブロック舗装工	4-54
	2-3歩道路盤工			4-111
	2-3取合舗装路盤工			4-111
	2-3路肩舗装路盤工			4-111
	2-3歩道舗装工			4-111
	2-3取合舗装工			4-111
	2-3路肩舗装工			4-111
	2-3表層工			4-111
第 4 節 排水構造物工 (路面排水工)	2-4-3側溝工		第3編3-1-6側溝工	4-64
	2-4-4管渠工		第3編3-1-6側溝工	4-64
	2-4-5集水樹(街渠樹)・マンホール工		第3編3-1-8集水樹工	4-64
	2-4-6地下排水工		第3編3-1-9暗渠工	4-64
	2-4-7場所打水路工		第3編3-1-7場所打水路工	4-64
	2-4-8排水工(小段排水・縦排水)		第3編3-1-6側溝工	4-64
	2-4-9排水性舗装用路肩排水工			4-112
第 5 節 縁石工	2-5-3縁石工		第3編2-3-8縁石工	4-33
第 6 節 踏掛版工	2-6-4踏掛版工	コンクリート工		4-112
		ラバーシュー		4-112
		アンカーボルト		4-112
第 7 節 防護柵工	2-7-3路側防護柵工		第3編2-3-11路側防護柵工	4-34
	2-7-4防止柵工		第3編2-3-10防止柵工	4-34
	2-7-5ボックスビーム工		第3編2-3-11路側防護柵工	4-34
	2-7-6車止めポスト工		第3編2-3-10防止柵工	4-34
第 8 節 標識工	2-8-3小型標識工		第3編2-3-9小型標識工	4-33
	2-8-4大型標識工	標識基礎工		4-112
		標識柱工		4-112
第 9 節 区画線工	2-9-2区画線工		第3編2-3-12区画線工	4-35
第11節 道路付属施設工	2-11-4道路付属物工		第3編2-3-13道路付属物工	4-35
	2-11-5ケーブル配管工			4-113
		ハンドホール		4-113
	2-11-6照明工	照明柱基礎工		4-113
第12節 橋梁付属物工	2-12-2伸縮装置工		第3編3-4-13伸縮装置工	4-73
第3章 橋梁下部				
第 3 節 工場製作工	3-3-2刃口金物製作工		第3編3-1-10刃口金物製作工	4-65
	3-3-3鋼製橋脚製作工			4-114
	3-3-4アンカーフレーム製作工		第3編3-4-10アンカーフレーム製作工	4-73
	3-3-5工場塗装工		第3編2-3-15工場塗装工	4-39
第 4 節 橋台工	3-4-3既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	4-41
	3-4-4場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	4-41
	3-4-5深礎工		第3編2-4-6深礎工	4-41
	3-4-6オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7オープンケーソン基礎工	4-42
	3-4-7ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	4-42
	3-4-8橋台躯体工			4-115
第 5 節 RC橋脚工	3-5-3既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	4-41
	3-5-4場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	4-41
	3-5-5深礎工		第3編2-4-6深礎工	4-41

※「準用する出来形管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第5節 RC橋脚工	3-5-6 オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7 オープンケーソン基礎工	4-42
	3-5-7 ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	4-42
	3-5-8 鋼管矢板基礎工		第3編2-4-9 鋼管矢板基礎工	4-42
	3-5-9 橋脚躯体工	張出式		4-116
		重力式	第10編3-5-9 橋脚躯体工	4-116
		半重力式	第10編3-5-9 橋脚躯体工	4-116
		ラーメン式		4-117
第6節 鋼製橋脚工	3-6-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	4-41
	3-6-4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	4-41
	3-6-5 深礎工		第3編2-4-6 深礎工	4-41
	3-6-6 オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7 オープンケーソン基礎工	4-42
	3-6-7 ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	4-42
	3-6-8 鋼管矢板基礎工		第3編2-4-9 鋼管矢板基礎工	4-42
	3-6-9 橋脚フーチング工	I型・T型		4-117
		門型		4-118
	3-6-10 橋脚架設工	I型・T型		4-118
		門型		4-118
	3-6-11 現場継手工			4-118
	3-6-12 現場塗装工		第3編3-1-1 現場塗装工	4-61
第7節 護岸基礎工	3-7-3 基礎工		第3編2-4-3 基礎工（護岸）	4-40
	3-7-4 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	4-32
第8節 矢板護岸工	3-8-3 笠コンクリート工		第3編2-4-3 基礎工（護岸）	4-40
	3-8-4 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	4-32
第9節 法覆護岸工	3-9-2 コンクリートブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	4-43
	3-9-3 護岸付属物工		第3編3-2-8 護岸付属物工	4-67
	3-9-4 緑化ブロック工		第3編2-5-4 緑化ブロック工	4-44
	3-9-5 環境護岸ブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	4-43
	3-9-6 石積（張）工		第3編2-5-5 石積（張）工	4-44
	3-9-7 法枠工		第3編2-3-5 法枠工	4-32
	3-9-8 多自然型護岸工	巨石張り	第3編3-2-1 巨石張り、巨石積み	4-65
	3-9-8 多自然型護岸工	巨石積み	第3編3-2-1 巨石張り、巨石積み	4-65
		かごマット	第3編3-2-2 かごマット	4-66
	3-9-9 吹付工		第3編2-3-6 吹付工	4-32
	3-9-10 植生工		第3編2-3-7 植生工	4-33
	3-9-11 覆土工		第1編2-3-5 法面整形工	4-30
	3-9-12 羽口工	じゃかご	第3編3-2-3 じゃかご	4-66
		ふとんかご	第3編3-2-4 ふとんかご、かご枠	4-66
		かご枠	第3編3-2-4 ふとんかご、かご枠	4-66
		連節ブロック張り	第3編2-5-3-2 連節ブロック張り	4-43
第10節 擁壁護岸工	3-10-3 場所打擁壁工		第3編3-1-2 場所打擁壁工	4-62
	3-10-4 プレキャスト擁壁工		第3編3-1-3 プレキャスト擁壁工	4-62
第4章 鋼橋上部				
第3節 工場製作工	4-3-3 桁製作工		第3編2-3-14 桁製作工	4-36

※ 「準用する出来形管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第3節 工場製作工	4-3-4 検査路製作工		第3編3-4-3 検査路製作工	4-69
	4-3-5 鋼製伸縮継手製作工		第3編3-4-4 鋼製伸縮継手製作工	4-69
	4-3-6 落橋防止装置製作工		第3編3-4-5 落橋防止装置製作工	4-69
	4-3-7 鋼製排水管製作工		第3編3-4-6 鋼製排水管製作工	4-69
	4-3-8 橋梁用防護柵製作工		第3編3-4-8 橋梁用防護柵製作工	4-70
	4-3-9 橋梁用高欄製作工			4-119
	4-3-10 横断歩道橋製作工		第3編2-3-14 桁製作工	4-36
	4-3-11 鑄造費		第3編3-4-9 鑄造費	4-71
	4-3-12 アンカーフレーム製作工		第3編3-4-10 アンカーフレーム製作工	4-73
	4-3-13 工場塗装工		第3編2-3-15 工場塗装工	4-39
第4節 鋼橋架設工	4-4-4 架設工（クレーン架設）		第3編3-4-18 架設工（鋼橋）	4-76
	4-4-5 架設工（ケーブルクレーン架設）		第3編3-4-18 架設工（鋼橋）	4-76
	4-4-6 架設工（ケーブルエレクション架設）		第3編3-4-18 架設工（鋼橋）	4-76
	4-4-7 架設工（架設桁架設）		第3編3-4-18 架設工（鋼橋）	4-76
	4-4-8 架設工（送出し架設）		第3編3-4-18 架設工（鋼橋）	4-76
	4-4-9 架設工（トラベラークレーン架設）		第3編3-4-18 架設工（鋼橋）	4-76
	4-4-10 支承工		第3編3-4-17 支承工	4-75
第5節 橋梁現場塗装工	4-5-3 現場塗装工		第3編3-1-1 現場塗装工	4-61
第6節 床版工	4-6-2 床版工		第3編3-4-12 床版・横組工	4-73
第7節 橋梁付属物工	4-7-2 伸縮装置工		第3編3-4-13 伸縮装置工	4-73
	4-7-5 地覆工		第3編3-4-14 地覆工	4-74
	4-7-6 橋梁用防護柵工		第3編3-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	4-74
	4-7-7 橋梁用高欄工		第3編3-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	4-74
	4-7-8 検査路工		第3編3-4-16 検査路工	4-74
第8節 歩道橋本体工	4-8-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	4-41
	4-8-4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	4-41
	4-8-5 橋脚フーチング工	I型	第10編3-6-9 橋脚フーチング工	4-117
		T型	第10編3-6-9 橋脚フーチング工	4-117
	4-8-6 歩道橋架設工		第3編3-4-18 架設工（鋼橋）	4-76
	4-8-7 現場塗装工		第3編3-1-1 現場塗装工	4-61
第5章 コンクリート橋上部				
第3節 工場製作工	5-3-2 プレビーム用桁製作工		第3編3-4-7 プレビーム用桁製作工	4-70
	5-3-3 橋梁用防護柵製作工		第3編3-4-8 橋梁用防護柵製作工	4-70
	5-3-4 鋼製伸縮継手製作工		第3編3-4-4 鋼製伸縮継手製作工	4-69
	5-3-5 検査路製作工		第3編3-4-3 検査路製作工	4-69
	5-3-6 工場塗装工		第3編2-3-15 工場塗装工	4-39
	5-3-7 鑄造費		第3編3-4-9 鑄造費	4-71

※ 「準用する出来形管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第4節 PC橋工	5-4-2 プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	第3編3-4-19プレテンション桁製作工（購入工）	4-77
		スラブ橋	第3編3-4-19プレテンション桁製作工（購入工）	4-77
	5-4-3 ポストテンション桁製作工		第3編3-4-20ポストテンション桁製作工	4-77
	5-4-4 プレキャストセグメント製作工（購入工）		第3編3-4-21プレキャストセグメント製作工（購入工）	4-78
	5-4-5 プレキャストセグメント主桁組立工		第3編3-4-22プレキャストセグメント主桁組立工	4-78
	5-4-6 支承工		第3編3-4-17支承工	4-75
	5-4-7 架設工（クレーン架設）		第3編3-4-26架設工（コンクリート橋）	4-79
	5-4-8 架設工（架設桁架設）		第3編3-4-26架設工（コンクリート橋）	4-79
	5-4-9 床版・横組工		第3編3-4-12床版・横組工	4-73
	5-4-10 落橋防止装置工		第3編3-4-34落橋防止装置工	4-86
第5節 プレベーム桁橋工	5-5-2 プレベーム桁製作工（現場）			4-119
	5-5-3 支承工		第3編3-4-17支承工	4-75
	5-5-4 架設工（クレーン架設）		第3編3-4-26架設工（コンクリート橋）	4-79
	5-5-5 架設工（架設桁架設）		第3編3-4-26架設工（コンクリート橋）	4-79
	5-5-6 床版・横組工		第3編3-4-12床版・横組工	4-73
	5-5-9 落橋防止装置工		第3編3-4-34落橋防止装置工	4-86
第6節 PCホロースラブ橋工	5-6-2 架設支保工（固定）		第3編3-4-26架設工（コンクリート橋）	4-79
	5-6-3 支承工		第3編3-4-17支承工	4-75
	5-6-4 PCホロースラブ製作工		第3編3-4-23PCホロースラブ製作工	4-78
	5-6-5 落橋防止装置工		第3編3-4-34落橋防止装置工	4-86
第7節 RCホロースラブ橋工	5-7-2 架設支保工（固定）		第3編3-4-26架設工（コンクリート橋）	4-79
	5-7-3 支承工		第3編3-4-17支承工	4-75
	5-7-4 RC場所打ホロースラブ製作工		第3編3-4-23PCホロースラブ製作工	4-78
	5-7-5 落橋防止装置工		第3編3-4-34落橋防止装置工	4-86
第8節 PC版桁橋工	5-8-2 PC版桁製作工		第3編3-4-23PCホロースラブ製作工	4-78
第9節 PC箱桁橋工	5-9-2 架設支保工（固定）		第3編3-4-26架設工（コンクリート橋）	4-79
	5-9-3 支承工		第3編3-4-17支承工	4-75
	5-9-4 PC箱桁製作工		第3編3-4-24PC箱桁製作工	4-79
	5-9-5 落橋防止装置工		第3編3-4-34落橋防止装置工	4-86
第10節 PC片持箱桁橋工	5-10-2 PC片持箱桁製作工		第3編3-4-24PC箱桁製作工	4-79
	5-10-3 支承工		第3編3-4-17支承工	4-75
	5-10-4 架設工（片持架設）		第3編3-4-26架設工（コンクリート橋）	4-79
第11節 PC押出し箱桁橋工	5-11-2 PC押出し箱桁製作工		第3編3-4-25PC押出し箱桁製作工	4-79
	5-11-3 架設工（押出し架設）		第3編3-4-26架設工（コンクリート橋）	4-79
第12節 橋梁付属物工	5-12-2 伸縮装置工		第3編3-4-13伸縮装置工	4-73
	5-12-4 地覆工		第3編3-4-14地覆工	4-74
	5-12-5 橋梁用防護柵工		第3編3-4-15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	4-74

※ 「準用する出来形管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第12節 橋梁付属物工	5-12-6 橋梁用高欄工		第3編3-4-15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	4-74
	5-12-7 検査路工		第3編3-4-16検査路工	4-74
第6章 トンネル（NATM）				
第4節 支保工	6-4-3 吹付工			4-119
	6-4-4 ロックボルト工			4-119
第5節 覆工	6-5-3 覆工コンクリート工			4-120
	6-5-4 側壁コンクリート工		第10編6-5-3 覆工コンクリート工	4-120
	6-5-5 床版コンクリート工			4-120
第6節 インバート工	6-6-4 インバート本体工			4-121
第7節 坑内付帯工	6-7-5 地下排水工		第3編3-1-9 暗渠工	4-64
第8節 坑門工	6-8-4 坑門本体工			4-121
	6-8-5 明り巻工			4-122
第7章 トンネル（矢板）				
第5節 覆工	7-5-3 覆工コンクリート工			4-122
	7-5-4 床版コンクリート工		第10編6-5-5 床版コンクリート工	4-120
第6節 インバート工	7-6-4 インバート本体工			4-123
第7節 坑内付帯工	7-7-5 地下排水工		第3編3-1-9 暗渠工	4-64
第12章 共同溝				
第3節 工場製作工	12-3-3 工場塗装工		第3編2-3-15工場塗装工	4-39
第5節 現場打構築工	12-5-2 現場打躯体工			4-124
	12-5-4 カラー継手工			4-124
	12-5-5 防水工	防水		4-124
		防水保護工		4-124
		防水壁		4-125
第6節 プレキャスト構築工	12-6-2 プレキャスト躯体工			4-125
第13章 電線共同溝				
第5節 電線共同溝工	13-5-2 管路工（管路部）			4-125
	13-5-3 プレキャストボックス工（特殊部）			4-126
第6節 付帯設備工	13-6-2 ハンドホール工			4-126
第14章 情報ボックス工				
第3節 情報ボックス工	14-3-3 管路工（管路部）		第10編13-5-2 管路工（管路部）	4-125
第4節 付帯設備工	14-4-2 ハンドホール工		第10編13-6-2 ハンドホール工	4-126
第15章 道路維持				
第4節 舗装工	15-4-3 路面切削工		第3編3-4-31路面切削工	4-86
	15-4-4 舗装打換え工		第3編3-4-32舗装打換え工	4-86
	15-4-5 切削オーバーレイ工			4-127
	15-4-6 オーバーレイ工		第3編3-4-33オーバーレイ工	4-86
	15-4-7 路上再生工			4-127
	15-4-8 薄層カラー舗装工		第3編2-6-7 薄層カラー舗装工	4-52

※「準用する出来形管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第 5 節 排水構造物工	15-5-3 側溝工		第 3 編 3-1-6 側溝工	4-64
	15-5-4 管渠工		第 3 編 3-1-6 側溝工	4-64
	15-5-5 集水桝・マンホール工		第 3 編 3-1-8 集水桝工	4-64
	15-5-6 地下排水工		第 3 編 3-1-9 暗渠工	4-64
	15-5-7 場所打水路工		第 3 編 3-1-7 場所打水路工	4-64
	15-5-8 排水工		第 3 編 3-1-6 側溝工	4-64
第 6 節 防護柵工	15-6-2 路側防護柵工		第 3 編 2-3-11 路側防護柵工	4-34
	15-6-3 防止柵工		第 3 編 2-3-10 防止柵工	4-34
	15-6-5 ボックスビーム工		第 3 編 2-3-11 路側防護柵工	4-34
	15-6-6 車止めポスト工		第 3 編 2-3-10 防止柵工	4-34
第 7 節 標識工	15-7-3 小型標識工		第 3 編 2-3-9 小型標識工	4-33
	15-7-4 大型標識工		第10編 2-8-4 大型標識工	4-112
第 8 節 道路付属施設工	15-8-4 道路付属物工		第 3 編 2-3-13 道路付属物工	4-35
	15-8-5 ケーブル配管工		第10編 2-11-5 ケーブル配管工	4-113
	15-8-6 照明工		第10編 2-11-6 照明工	4-113
第 9 節 擁壁工	15-9-3 場所打擁壁工		第 3 編 3-1-2 場所打擁壁工	4-62
	15-9-4 プレキャスト擁壁工		第 3 編 3-1-3 プレキャスト擁壁工	4-62
第10節 石・ブロック積(張)工	15-10-3 コンクリートブロック工		第 3 編 2-5-3 コンクリートブロック工	4-43
	15-10-4 石積(張)工		第 3 編 2-5-5 石積(張)工	4-44
第11節 カルバート工	15-11-4 場所打函渠工		第10編 1-7-6 場所打函渠工	4-109
	15-11-5 プレキャストカルバート工		第 3 編 3-4-1 プレキャストカルバート工	4-68
第12節 法面工	15-12-2 植生工		第 3 編 2-3-7 植生工	4-33
	15-12-3 法面吹付工		第 3 編 2-3-6 吹付工	4-32
	15-12-4 法枠工		第 3 編 2-3-5 法枠工	4-32
	15-12-6 アンカー工		第 3 編 3-1-5 アンカー工	4-63
	15-12-7 かご工	じゃかご	第 3 編 3-2-3 じゃかご	4-66
		ふとんかご	第 3 編 3-2-4 ふとんかご、かご枠	4-66
第14節 橋梁付属物工	15-14-2 伸縮継手工		第 3 編 3-4-13 伸縮装置工	4-73
	15-14-4 地覆工		第 3 編 3-4-14 地覆工	4-74
	15-14-5 橋梁用防護柵工		第 3 編 3-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	4-74
	15-14-6 橋梁用高欄工		第 3 編 3-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	4-74
	15-14-7 検査路工		第 3 編 3-4-16 検査路工	4-74
第16節 現場塗装工	15-16-6 コンクリート面塗装工		第 3 編 2-3-16 コンクリート面塗装工	4-40
第17章 道路修繕				
第 3 節 工場製作工	17-3-4 桁補強材製作工			4-128
	17-3-5 落橋防止装置製作工		第 3 編 3-4-5 落橋防止装置製作工	4-69
第 4 節 舗装工	17-4-3 路面切削工		第 3 編 3-4-31 路面切削工	4-86
	17-4-4 舗装打換え工		第 3 編 3-4-32 舗装打換え工	4-86
	17-4-5 切削オーバーレイ工		第10編 15-4-5 切削オーバーレイ工	4-127
	17-4-6 オーバーレイ工		第 3 編 3-4-33 オーバーレイ工	4-86
	17-4-7 路上再生工		第10編 15-4-7 路上再生工	4-127
	17-4-8 薄層カラー舗装工		第 3 編 2-6-7 薄層カラー舗装工	4-52
	17-4-10 歩道舗装修繕工		第10編 2-3 歩道路盤工、歩道舗装工	4-111

※ 「準用する出来形管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

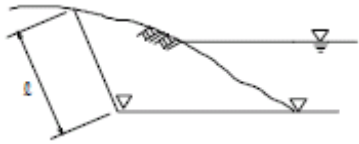
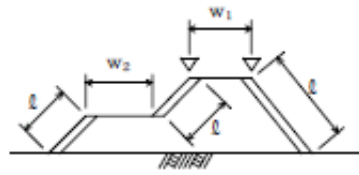
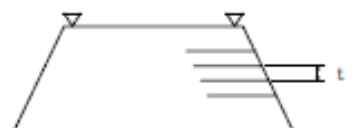
【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第5節 排水構造物工	17-5-3 側溝工		第3編3-1-6 側溝工	4-64
	17-5-4 管渠工		第3編3-1-6 側溝工	4-64
	17-5-5 集水枡・マンホール工		第3編3-1-8 集水枡工	4-64
	17-5-6 地下排水工		第3編3-1-9 暗渠工	4-64
	17-5-7 場所打水路工		第3編3-1-7 場所打水路工	4-64
	17-5-8 排水工		第3編3-1-6 側溝工	4-64
第6節 縁石工	17-6-3 縁石工		第3編2-3-8 縁石工	4-33
第7節 防護柵工	17-7-3 路側防護柵工		第3編2-3-11 路側防護柵工	4-34
	17-7-4 防止柵工		第3編2-3-10 防止柵工	4-34
	17-7-5 ボックスビーム工		第3編2-3-11 路側防護柵工	4-34
	17-7-6 車止めポスト工		第3編2-3-10 防止柵工	4-34
第8節 標識工	17-8-3 小型標識工		第3編2-3-9 小型標識工	4-33
	17-8-4 大型標識工		第10編2-8-4 大型標識工	4-112
第9節 区画線工	17-9-2 区画線工		第3編2-3-12 区画線工	4-35
第11節 道路付属施設工	17-11-4 道路付属物工		第3編2-3-13 道路付属物工	4-35
	17-11-5 ケーブル配管工		第10編2-11-5 ケーブル配管工	4-113
	17-11-6 照明工		第10編2-11-6 照明工	4-113
第12節 擁壁工	17-12-3 場所打擁壁工		第3編3-1-2 場所打擁壁工	4-62
	17-12-4 プレキャスト擁壁工		第3編3-1-3 プレキャスト擁壁工	4-62
第13節 石・ブロック積(張)工	17-13-3 コンクリートブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	4-43
	17-13-4 石積(張)工		第3編2-5-5 石積(張)工	4-44
第14節 カルバート工	17-14-4 場所打函渠工		第10編1-7-6 場所打函渠工	4-109
	17-14-5 プレキャストカルバート工		第3編3-4-1 プレキャストカルバート工	4-68
第15節 法面工	17-15-2 植生工		第3編2-3-7 植生工	4-33
	17-15-3 法面吹付工		第3編2-3-6 吹付工	4-32
	17-15-4 法枠工		第3編2-3-5 法枠工	4-32
	17-15-6 アンカー工		第3編3-1-5 アンカー工	4-63
	17-15-7 かご工	じゃかご ふとんかご	第3編3-2-3 じゃかご 第3編3-2-4 ふとんかご、かご枠	4-66 4-66
第16節 落石雪害防止工	17-16-4 落石防止網工		第10編1-9-4 落石防止網工	4-109
	17-16-5 落石防護柵工		第3編3-4-2 落石防護柵工	4-68
	17-16-6 防雪柵工		第10編1-9-6 防雪柵工	4-109
	17-16-7 雪崩予防柵工		第10編1-9-7 雪崩予防柵工	4-110
第18節 鋼桁工	17-18-3 鋼桁補強工		第10編17-3-4 桁補強材製作工	4-128
第19節 橋梁支承工	17-19-3 鋼橋支承工		第3編3-4-17 支承工	4-75
	17-19-4 PC橋支承工		第3編3-4-17 支承工	4-75
第20節 橋梁付属物工	17-20-3 伸縮継手工		第3編3-4-13 伸縮継手工	4-73
	17-20-4 落橋防止装置工		第3編3-4-34 落橋防止装置工	4-86
	17-20-6 地覆工		第3編3-4-14 地覆工	4-74
	17-20-7 橋梁用防護柵工		第3編3-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	4-74
	17-20-8 橋梁用高欄工		第3編3-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	4-74
	17-20-9 検査路工		第3編3-4-16 検査路工	4-74
第23節 現場塗装工	17-23-3 橋梁塗装工		第3編3-1-1 現場塗装工	4-61
	17-23-6 コンクリート面塗装工		第3編2-3-16 コンクリート面塗装工	4-40

※ 「準用する出来形管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

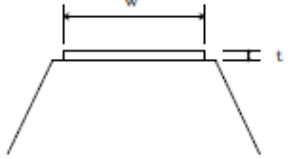
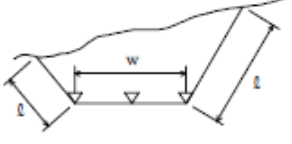
出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は掘削部の両端で測定。		
						法長 ℓ	$\ell < 5\text{ m}$	-200		
							$\ell \geq 5\text{ m}$	法長-4%		
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工	基 準 高 ▽	-50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は各法肩で測定。		
						法長 ℓ	$\ell < 5\text{ m}$	-100		
							$\ell \geq 5\text{ m}$	法長-2%		
						幅 w_1, w_2	-100			
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ▽	-50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						厚 さ t	-50			
						控 え 長 さ	設計値以上			

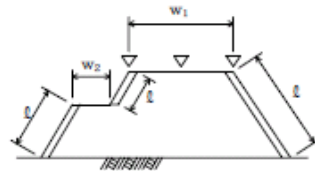
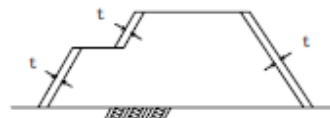
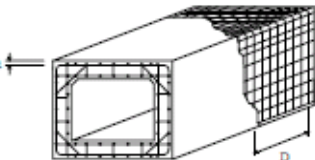
出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工（盛土部）	厚 さ t		※-30	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ t	t < 15cm	-25	幅は、施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 厚さは、施工延長100mにつき1箇所、100m以下は2箇所、中央で測定。		
							t ≥ 15cm	-50			
						幅 w		-100			
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	基 準 高 ▽		±50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。		
						法長 ℓ	ℓ < 5m	-200			
							ℓ ≥ 5m	法長-4%			
						幅 w		-100			

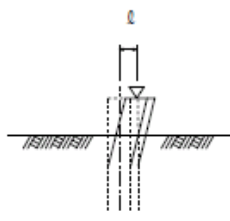
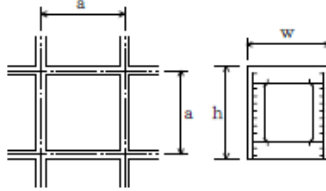
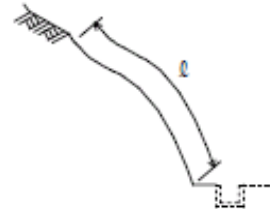
出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40 m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。			
						法長 ℓ	ℓ < 5 m				−100
							ℓ ≥ 5 m				法長 − 2 %
						幅 w1, w2	−100				
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工（盛土部）	厚 さ t	※−30	施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40 m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。			
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		鉄筋の組立て	平 均 間 隔 d	± φ	$d = \frac{D}{n - 1}$ D：本間の長さ n：10 本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1 リフト、1 ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（構造性能照査編 9.2）参照 注 1) 重要構造物かつ主鉄筋について摘要する。 注 2) 橋梁コンクリート床版桁（PC 橋含む）の鉄筋については、第 3 編 3 − 4 − 12 床版・横組工を適用する。			
						か ぶ り t	± φ かつ 最小かぶり 以内				

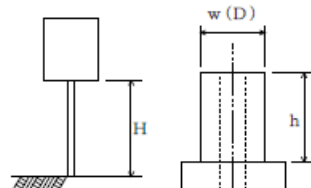
出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基 準 高 ▽		±50	基準高は施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 変位は、施工延長 20mにつき 1 箇所、延長 20m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。				
						根 入 長		設計値以上					
						変 位 ℓ		100					
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	5	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 ℓ	ℓ < 10m	−100	施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		曲線部は設計図書による		
							ℓ ≥ 10m	−200					
						幅 w		−30	枠延長 40mにつき 1 箇所、枠延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。				
						高 さ h		−30					
						吹付枠中心間隔 a		±100					
						延 長 L		−200	1 施工箇所毎				
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	5	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長 ℓ	ℓ < 10m	−100	施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。				
							ℓ ≥ 10m	−200					
						延 長 L		−200	1 施工箇所毎				
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	6		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 ℓ	ℓ < 3 m	−50	施工延長 40mにつき 1 箇所、40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。				
							ℓ ≥ 3 m	−100					
						厚さ t	t < 5 cm	−10	100㎡につき 1 箇所以上、100㎡以下は 2 箇所をせん孔により測定。				
							t ≥ 5 cm	−20					
							但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上						
						延 長 L		−200	1 施工箇所毎				

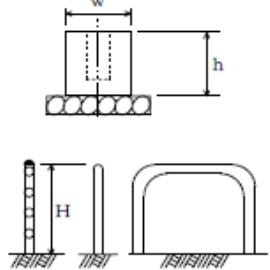
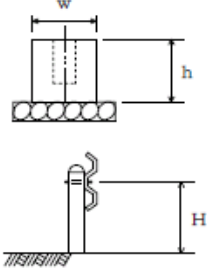
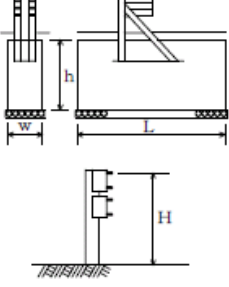
出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	7	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長 ℓ	$\ell < 5 \text{ m}$	−200	施工延長40mにつき1箇所、延長 40m以下のものは1 施工箇所につき 2箇所。			
							$\ell \geq 5 \text{ m}$	法長の− 4 %				
							盛土法長 ℓ	$\ell < 5 \text{ m}$				−100
								$\ell \geq 5 \text{ m}$				法長の− 2 %
						延 長 L		−200	1 施工箇所毎			
						3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	7			2
$\ell \geq 5 \text{ m}$	法長の− 4 %											
厚さ t	$t < 5 \text{ cm}$	−10	施工面積100㎡につき 1 箇所、面積 100㎡以下のものは、 1 施工箇所につき 2 箇所。 検査孔により測定。									
	$t \geq 5 \text{ cm}$	−20										
	但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。											
延 長 L		−200	1 施工箇所毎									
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	8		縁石工 (縁石・アスカーブ)	延 長 L		−200	1 箇所／ 1 施工箇所			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	9		小型標識工	設 置 高 さ H		設計値以上	1 箇所／ 1 基			
						基礎	幅 w (D)	−30	基礎 1 基毎			
							高さ h	−30				
							根 入 れ 長	設計値以上				

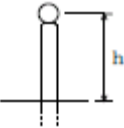
出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	10		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1箇所測定。		H
							高 さ h	-30			
						パイプ取付高 H		+30 -20	1箇所／1施工箇所		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	11	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	-30	1箇所／施工延長 40m 40m以下のものは、2箇所／1施工箇所。		
							高 さ h	-30			
						ビーム取付高 H		+30 -20	1箇所／1施工箇所		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	11	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30	1箇所／1基礎毎		
							高 さ h	-30			
							延 長 L	-100			
						ケーブル取付高 H		+30 -20	1箇所／1施工箇所		

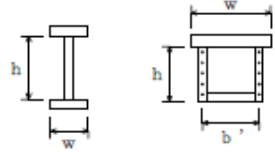
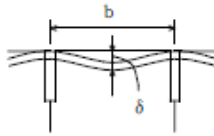
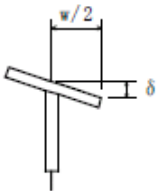
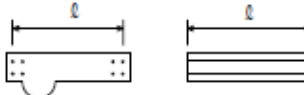
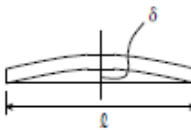
出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	12		区画線工	厚 さ t (熔融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1箇所テストピースにより測定。		
						幅 w	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	13		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h	±30	1箇所／10本 10本以下の場合は、2箇所測定。		

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要	
								鋼げた等	トラス・アーチ等			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	14	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	部 材 精 度	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \cdots \cdots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2)$ $2.0 < w$	主げた・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き 取った部材の中央付近を測定。	 I型鋼げた トラス弦材		
							板の平面度 δ (mm)	鋼げた及びトラス等の部材の腹板	$h/250$	主げた 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)		
								箱げた及びトラス等のフランジ 鋼床版のデッキプレート	$b/150$			
							フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$				
							部材長 ℓ (m)	鋼げた	$\pm 3 \cdots \cdots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $\ell > 10$	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。		
								トラス、アーチなど	$\pm 2 \cdots \cdots$ $\ell \leq 10$ $\pm 3 \cdots \cdots$ $\ell > 10$			
圧縮材の曲がり δ (mm)	$\ell/1000$	—	主要部材全数を測定。 ℓ : 部材長 (mm)									

※規格値の w, ℓ に代入する数値はm単位の数値である。

ただし、「板の平面度 δ 、フランジの直角度 δ 、圧縮材の曲り δ 」の規格値の h, b, w, ℓ に代入する数値はmm単位の数値とする。

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

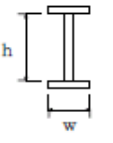
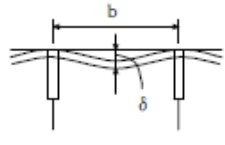
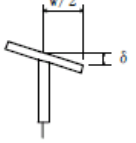
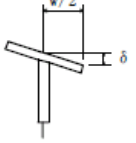
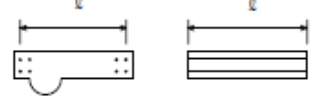
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要	
								鋼げた等	鋼げた等			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	14	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	仮組立精度	全長、支間長 L (m)	$\pm (10+L/10)$	主げた、主構全数を測定。			
							主げた、主構の中心 間距離 B (m)	$\pm 4 \cdots B \leq 2$ $\pm (3+B/2)$ $\cdots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。			
							主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \cdots h \leq 5$ $\pm (2.5+h/2)$ $\cdots h > 5$	—	両端部及び中心部 を測定。		
							主げた、主構の通り δ (mm)	$5+L/5 \cdots$ $L \leq 100$ $25 \cdots L > 100$	最も外側の主げた又は主構について 支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上 (m)			
							主げた、主構のそり δ (mm)	$-5 \sim +5 \cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \cdots$ $20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \cdots$ $40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \cdots$ $80 < L \leq 200$	各主げたについて 10～12m間隔を測定。 L：主げたの 支間長 (m)	各主構の各格点を 測定。 L：主構の支間長 (m)		
							主げた、主構の橋端 における出入差 δ (mm)	設計値 ± 10	どちらか一方の主げた（主構）端を 測定。			
							主げた、主構の鉛直 度 δ (mm)	$3+h/1,000$	各主桁の両端部を 測定。 h：主げたの高さ (mm)	支点及び支間中央 付近を測定。 h：主構の高さ (mm)		
							現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	設計値 ± 5	主げた、主構の全継手数の1／2を 測定。 δ_1, δ_2 のうち大きいもの 設計値が5mm以下の場合、マイナス を認めない。			

※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。

ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ 」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

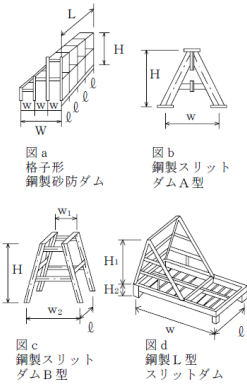
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	14	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \cdots \cdots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2)$ $2.0 < w$	主げた、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	 I型鋼げた	
						板の平面度 δ (mm)	$h/250$	主げた 各支点及び各支間中央付近を測定。		
						箱げた等のフランジ鋼床版のデッキプレート	$b/150$	h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)		
						フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$			
						部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \cdots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $\ell > 10$	主要部材全数を測定。		

※規格値の w, ℓ に代入する数値はm単位の数値である。

ただし、「板の平面度 δ 、フランジの直角度 δ 」の規格値の h, b, w に代入する数値はmm単位の数値とする。

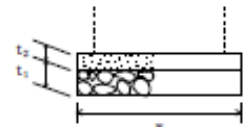
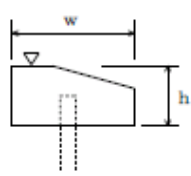
出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	14	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部 材 の 水 平 度	10	全数を測定。	 図 a 格子形鋼製砂防ダム 図 b 鋼製スリットダム A 型 図 c 鋼製スリットダム B 型 図 d 鋼製 L 型スリットダム	
						堤 長 ℓ	± 30			
						堤 長 ℓ	± 10			
						堤 幅 W	± 30			
						堤 幅 w	± 10			
						高 さ H	± 10			
						ベースプレートの高さ	± 10			
						本 体 の 傾 き	$\pm H/0.5$			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	15		工場塗装工	塗 膜 厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の 90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の 70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の 20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	工場塗装終了時に測定。ただし、工場で上塗りまで塗装する場合は、下塗り終了時と上塗り終了時に測定。なお、鋼道路橋塗装・防食便覧でいう C 塗装系の場合は、無機ジンクリッチペイントの塗布後にも測定。 1 ロットの大きさは、500㎡とする。 1 ロット当たり測定数は 25 点とし、各点の測定は 5 回行い、その平均値をその点の測定値とする。		

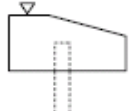
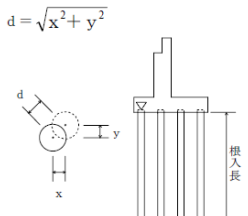
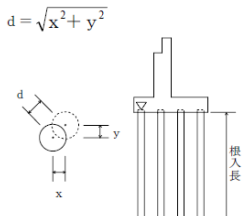
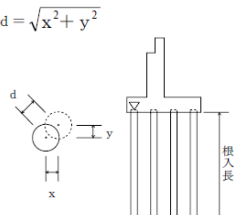
出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	16		コンクリート面塗装工	塗 膜 厚	鋼道路橋塗装・防食便覧Ⅱ-74「表Ⅱ.5.5 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗付作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1 ロットの大きさは500㎡とする。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40 m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
						厚さ t ₁ , t ₂	－30			
						延 長 L	各構造物の規格値による			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工（護岸） (現場打)	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40 m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
						幅 w	－30			
						高 さ h	－30			
						延 長 L	－200			

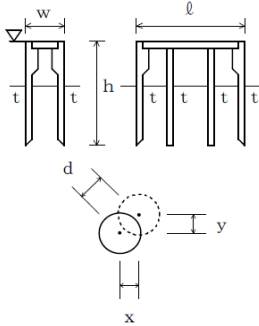
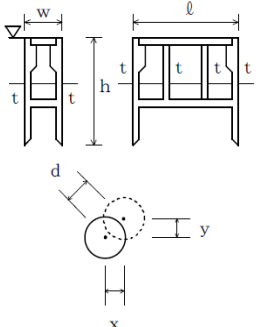
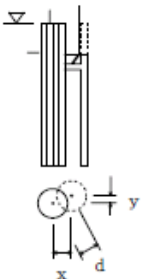
出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基 準 高 ▽	±30	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						延 長 L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4		既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。		
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	D/4 以内かつ 100以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。		
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	D/4 以内かつ 100以内			
						杭 径	設計径（公称 径）以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。		
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	150以内			

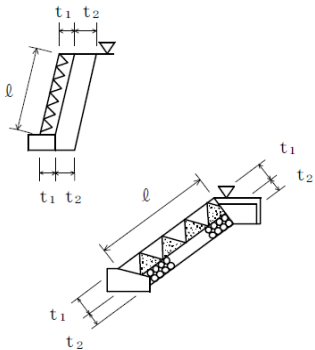
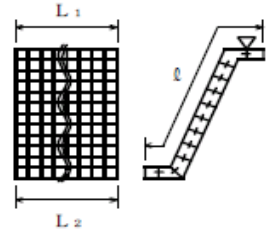
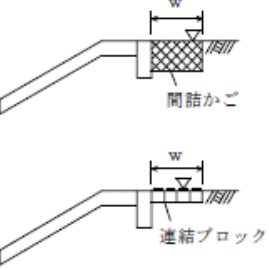
出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						ケーソンの長さℓ	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さh	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏 心 量 d	300以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						ケーソンの長さℓ	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さh	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏 心 量 d	300以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	基 準 高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	300以内			

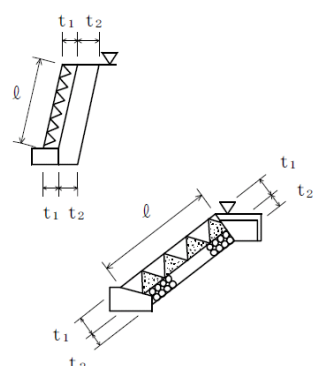
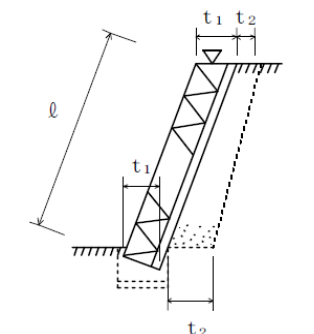
出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張り）	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40mにつき 1箇所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。厚さは上端部及び下端部の 2 箇所を測定。		
						法 長 l	$l < 3\text{m}$			
							$l \geq 3\text{m}$			
						厚さ（ブロック積張） t_1	-50			
						厚さ（裏込） t_2	-50			
						延 長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	2	コンクリートブロック工 （連節ブロック張り）	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40mにつき 1箇所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
						法 長 l	-100			
						延長 L_1, L_2	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	3	コンクリートブロック工 （天端保護ブロック）	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40mにつき 1箇所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	4		緑化ブロック工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。		
						法長 ℓ	$\ell < 3\text{ m}$			
							$\ell \geq 3\text{ m}$			
						厚さ（ブロック） t_1	-50			
						厚さ（裏込） t_2	-50			
						延 長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	5		石積（張）工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。		
						法長 ℓ	$\ell < 3\text{ m}$			
							$\ell \geq 3\text{ m}$			
						厚さ（石積・張） t_1	-50			
						厚さ（裏込） t_2	-50			
						延 長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀)				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	5	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線40m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模とは、一層あたりの施工面積が200㎡以上2,000㎡未満とする。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、合材の使用量が同一配合で50 t 以上の場合が該当する。	
						厚 さ	－45	－45	－15	－15			
						幅	－50	－50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	5	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは各車線40m毎に1箇所を掘り起こして測定。		
						幅	－50	－50	—	—			

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$)				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	5	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント（石灰） 安定処理工	厚 さ	－25	－30	－ 8	－10	幅は、延長 40m毎に1箇所の割とし、 厚さは、500㎡に1個の割でコアーを 採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使用 量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模とは、一層あたりの施工面積 が200㎡以上2,000㎡未満とする。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合で、合材の使用量が同一配合で50 t 以上の場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。	
						幅	－50	－50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	5	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－ 5	－ 7	幅は、延長 40m毎に1箇所の割とし、 厚さは、5000㎡に1個の割でコアーを 採取して測定。		
						幅	－50	－50	—	—			

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀)				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	5	5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長 40 m毎に1 箇所の割とし、 厚さは、500㎡に1 個の割でコアを 採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使用 量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模とは、一層あたりの施工面積 が200㎡以上2,000㎡未満とする。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合で、合材の使用量が同一配合で50 t 以上の場合が該当する。	
						幅	－25	－25	－	－			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	5	6	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長 40m毎に1 箇所の割とし、 厚さは、500㎡に1 個の割でコアを 採取して測定。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 小規模未満（200㎡未満）の工事におい ては、平坦性の項目を省略する事がで きる。	
						幅	－25	－25	－	－			
						平 坦 性	－		3 mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀)			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	6	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は延長 40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 40m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長 40m毎に1箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、一層あたりの施工面積が200㎡以上2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	－45		－15			
						幅	－50		—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	6	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	－25	－30	－8	幅は、延長 40m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線 40m毎に1箇所を掘り起こして		
						幅	－50		—			

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X_{10})			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	6	3	コンクリート舗装工 (セメント (石灰・瀝青) 安定処理工)	厚 さ	-25	-30	- 8	幅は、延長 40m毎に1箇所割とし、 厚さは、500㎡に1個割でコアを 採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、1層あたりの施工面積 が200㎡以上2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10個の測定値の平均 値 (X_{10}) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。	
						幅	-50		—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	6	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	- 9	-12	- 3	幅は、延長 40m毎に1箇所割とし、 厚さは、500㎡に1個割でコアを 採取して測定。		
						幅	-25		—			

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X_{10})			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	6	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装 版工)	厚 さ	—10		—3.5	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後 各車線40m毎に水糸又はレベルにより 1測線当たり横断方向に3箇所以上測 定、幅は、延長40m毎に1箇所の割で 測定。平坦性は各車線毎に版縁から1 mの線上、全延長とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、一層あたりの施工面積 が200㎡以上2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10個の測定値の平 均値 (X_{10}) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。	
						幅	—25		—			
						平 坦 性	—		コンクリートの 硬化後3mプロ フィルメータ ーにより機械舗 設の場合 (σ)2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ)3mm以下			
						目地段差	±2					
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	6	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1箇所の割と し、道路中心線及び端部で測定。厚さ は、各車線 40m毎に1箇所を掘り起こ して測定。幅は、延長40m毎に1箇所 の割に測定。	小規模未満(200㎡未満)の工事におい ては、平坦性の項目を省略する事がで きる。	
						厚 さ	—45		—15			
						幅	—50		—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	6	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	—25	—30	—8	幅は、延長 40m毎に1箇所の割とし、 厚さは、各車線40m毎に1箇所を掘り 起こして測定。		
						幅	—50		—			

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X_{10})			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	6	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚 さ	−25	−30	− 8	幅は、延長 40m毎に1箇所の割とし、 厚さは、500㎡に1個の割でコアを 採取もしくは、掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、一層あたりの施工面積 が200㎡以上2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10個の測定値の平均 値(X_{10})について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。	
						幅	−50		—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	6	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	− 9	−12	− 3	幅は、延長 80m毎に1箇所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを 採取して測定。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 小規模未満(200㎡未満)の工事におい ては、平坦性の項目を省略する事がで きる。	
						幅	−25		—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	6	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	−15		−4.5	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付 後各車線40m毎に水準又はレベルによ り1測線当たり横断方向に3箇所以上 測定、幅は、延長 40m毎に1箇所の割 で測定、平坦性は各車線毎に版縁から 1mの線上、全延長とする。	隣接する各目地に対して、道路中心線 及び端部で測定。	
						幅	−35		—			
						平 坦 性	—		転圧コンクリ ートの硬化後、3m プロフィルメー ターにより (σ)2.4mm以下。			
						目地段差	± 2					

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀)			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 40m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、一層あたりの施工面積が200㎡以上2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X ₁₀ ）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	－45		－15			
						幅	－50		—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－8	幅は、延長 40m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線40m毎に1箇所を掘り起こして測定。		
						幅	－50		—			

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X_{10})			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	- 8	幅は、延長 40m毎に1箇所の割とし、 厚さは、500㎡に1個の割でコアーを 採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、一層あたりの施工面積 が200㎡以上2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10個の測定値の平 均値 (X_{10}) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。	
						幅	-50		—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	- 5	幅は、延長 40m毎に1箇所の割とし、 厚さは、500㎡に1個の割でコアーを 採取して測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。維持工事 においては平坦性の項目を省略するこ とができる。	
						幅	-50		—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	- 9	-12	- 3	幅は、延長 40m毎に1箇所の割とし、 厚さは、500㎡に1個の割でコアーを 採取して測定。		
						幅	-25		—			

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X_{10})			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線40m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長40m毎に1箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、一層あたりの施工面積が200㎡以上2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X_{10})について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	－45		－15			
						幅	－50		—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－8	幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線40m毎に1箇所を掘り起こして測定。		
						幅	－50		—			

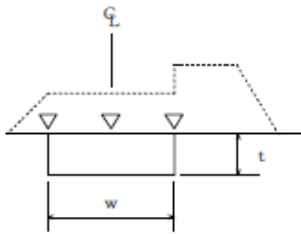
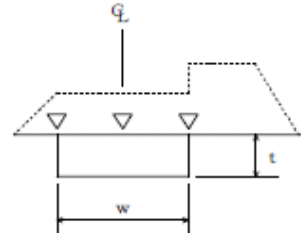
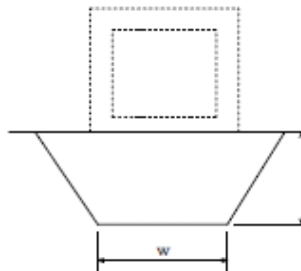
出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X_{10})			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	－25	－30	－8	幅は、延長 40m毎に1箇所の割とし、 厚さは、500㎡に1個の割でコアーを 採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、一層あたりの施工面積 が200㎡以上2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10個の測定値の平均 値(X_{10})について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。	
						幅	－50		－			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－5	幅は、延長 40m毎に1箇所の割とし、 厚さは、500㎡に1個の割でコアーを 採取して測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。	
						幅	－50		－			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	－9	－12	－3	幅は、延長 40m毎に1箇所の割とし、 厚さは、500㎡に1個の割でコアーを 採取して測定。		
						幅	－25		－			

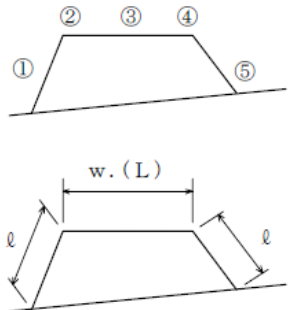
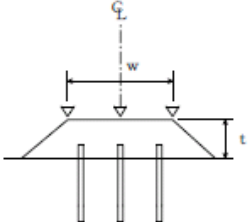
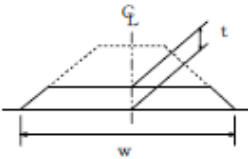
出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	基準高 ∇	± 50	延長40m毎に1箇所、割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。		
						施工厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	基準高 ∇	± 50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 厚さは中心線及び端部で測定。	 	
						置換厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			

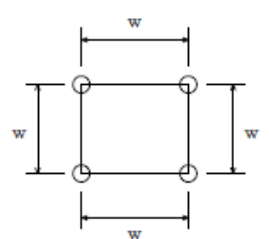
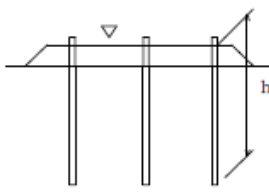
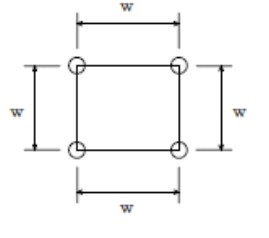
出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	2	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 ∇	特記仕様書に 明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。 W. (L) は施工延長 40mにつき1箇 所、40m以下のものは1施工箇所につ き3箇所。 (L) はセンターライン及び表裏法肩 で行う。		
						法 長 ℓ	-500			
						天 端 幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	5		パイルネット工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 40mにつき 1 箇所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして 測定。 杭については、当該杭の項目に準ず る。		
						厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	6		サンドマット工	加工厚さ t	-50	施工延長 40mにつき 1 箇所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして 測定。		
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			

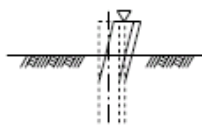
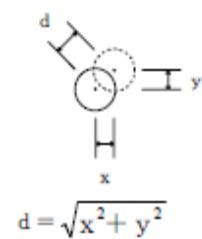
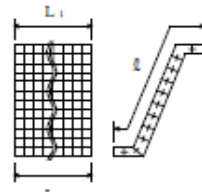
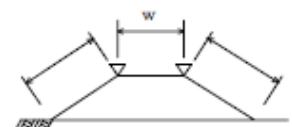
出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	7		パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔w	±100	20本に1箇所。 20本以下は2箇所測定。1箇所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。		
						杭 径 D	設計値以上			
						打込長さ h	設計値以上			
					締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	8		固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 ▽	－50	20本に1箇所。 20本以下は2箇所測定。 1箇所に4本測定。		
						位置・間隔w	D/4以内			
						杭 径 D	設計値以上			
						深 度 ℓ	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9		固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔w	D/4以内	20本に1箇所。 20本以下は2箇所測定。 1箇所に4本測定。		
						杭 径 D	設計値以上			
						深 度 ℓ	設計値以上			

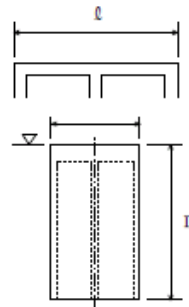
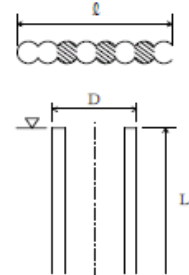
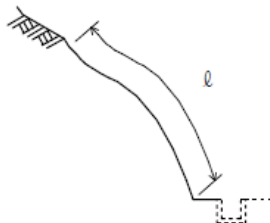
出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 ∇	±100	基準高は施工延長 40mにつき 1 箇所。 延長 40m以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所。 (任意仮設は除く)		
						根 入 長	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ ℓ	設計深さ以上	全数 (任意仮設は除く)		
						配 置 誤 差 d	100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 ℓ	-100	施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
						延長 L_1 L_2	-200	1 施工箇所毎		
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 ∇	-50	施工延長 40mにつき 1 箇所。 延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 (任意仮設は除く)		
						天 端 幅 w	-100			
						法 長 ℓ	-100			

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基 準 高 ▽		−50	施工延長 40mにつき 1 箇所。 延長 40m 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所。 (任意仮設は除く)		
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工（壁式）	基 準 高 ▽		±50	基準高は施工延長 40mにつき 1 箇所。 延長 40m 以下のものについては 1 施工箇所につき 2 箇所。 変位は施工延長 20mにつき 1 箇所。延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
						連壁の長さ ℓ		−50			
						変 位		300			
						壁 体 長 L		−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工（柱列式）	基 準 高 ▽		±50	基準高は施工延長 40mにつき 1 箇所。 延長 40m 以下のものについては 1 施工箇所につき 2 箇所。 変位は施工延長 20mにつき 1 箇所。延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		D：杭径
						連壁の長さ ℓ		−50			
						変 位		D/4 以内			
						壁 体 長 L		−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	22		法面吹付工	法長 ℓ	ℓ < 3 m	−50	施工延長 40mにつき 1 箇所、40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
							ℓ ≥ 3 m	−100			
						厚さ t	t < 5 cm	−10	100 m²につき 1 箇所以上、100 m² 以下は 2 箇所をせん孔により測定。		
							t ≥ 5 cm	−20			
							但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50% 以上とし、平均厚は設計厚以上				
						延 長 L		−200	1 施工箇所毎		

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	3 共通施工	1 共通関係	1		現場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは500㎡とする。 1 ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。		

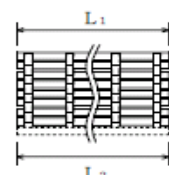
出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	3 共通施工	1 共通関係	2		場所打擁壁工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長40mにつき1箇所、延長 40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						厚 さ t	-20			
						裏 込 厚 さ	-50			
						幅 w_1, w_2	-30			
						高さ h	$h < 3 \text{ m}$	-50		
							$h \geq 3 \text{ m}$	-100		
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎		
3 土木工事共通編	3 共通施工	1 共通関係	3		プレキャスト擁壁工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長40mにつき1箇所、延長 40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎		

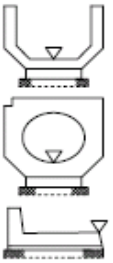
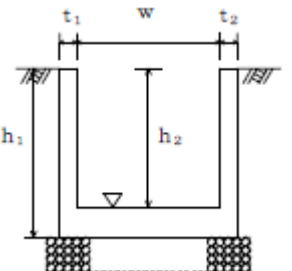
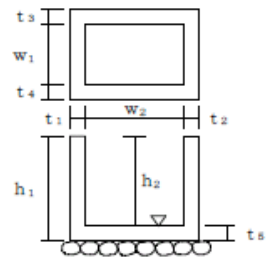
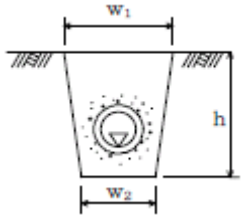
出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	3 共通施工	1 共通関係	4		井桁ブロック工	基 準 高 ▽		±50	施工延長40mにつき1箇所、延長 40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						法長 ℓ	高さ h < 3 m	−50			
							高さ h ≥ 3 m	−100			
						厚さ t ₁ , t ₂ , t ₃		−50			
						延 長 L ₁ , L ₂		−200			
						3 土木工事共通編	3 共通施工	1 共通関係	5		
配置誤差 d		100									
せん孔方向 θ		±2.5度									

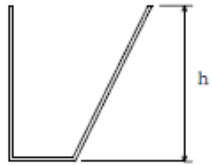
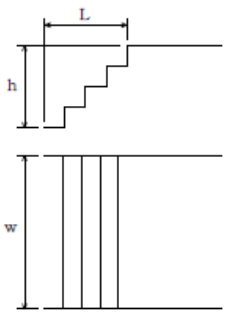
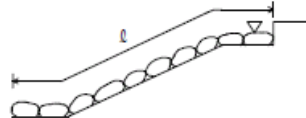
出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	3 共通施工	1 共通関係	6		側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40mにつき1箇所、施工延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						延 長 L	-200	1箇所／1施工箇所		
3 土木工事共通編	3 共通施工	1 共通関係	7		現場打水路工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40mにつき1箇所、施工延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						厚さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h_1, h_2	-30			
						延 長 L	-200	1施工箇所毎		
3 土木工事共通編	3 共通施工	1 共通関係	8		集水樹工	基 準 高 ∇	± 30	1箇所毎 ※は、現場打部分のある場合		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			
3 土木工事共通編	3 共通施工	1 共通関係	9		暗渠工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40mにつき1箇所。 延長40m以下のものは1施工につき2箇所。 (なお、製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による。)		
						幅 w_1, w_2	-50			
						深 さ h	-30			
						延 長 L	-200			
								1施工箇所毎		

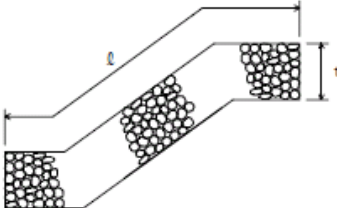
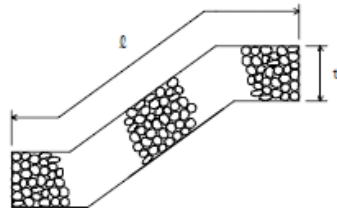
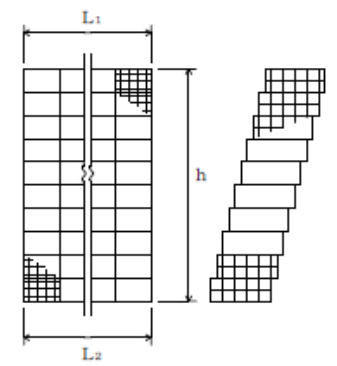
出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	3 共通施工	1 共通関係	10		刃口金物製作工	刃 口 高 さ h (m)	$\pm 2 \dots\dots$ $h \leq 0.5$ $\pm 3 \dots\dots$ $0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \dots\dots$ $1.0 < h \leq 2.0$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						外周長 L (m)	$\pm (10+L/10)$			
3 土木工事共通編	3 共通施工	1 共通関係	11		階段工	幅 w	-30	1回／1施工箇所		
						高 さ h	-30			
						段 数	± 0 段			
3 土木工事共通編	3 共通施工	2 河川関係	1		巨石張り、巨石積み	基 準 高 ∇	± 500	施工延長40mにつき1箇所、延長 40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						法 長 ℓ	-200			
						延 長 L	-200			

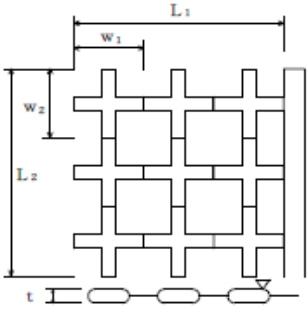
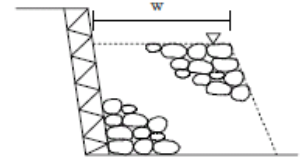
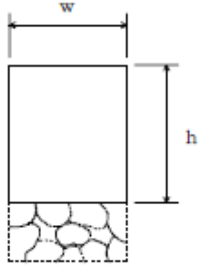
出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種		測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事共通編	3 共通施工	2 河川関係	2		かごマット		法 長 ・ ℓ		-100	施工延長40mにつき1箇所、延長 40m以下のものは1 施工箇所につき2 箇所。			
							厚 さ t		-0.2 t				
							延 長 L		-200				
3 土木工事共通編	3 共通施工	2 河川関係	3		じゃかご		法長 ℓ	$\ell < 3\text{ m}$		-50	施工延長40mにつき1箇所、延長 40m以下のものは1 施工箇所につき2 箇所。		
								$\ell \geq 3\text{ m}$		-100			
							厚 さ t		-50				
3 土木工事共通編	3 共通施工	2 河川関係	4		ふとんかご、かご枠		高 さ h		-100	施工延長40mにつき1箇所、延長 40m以下のものは1 施工箇所につき2 箇所。			
							延 長 L_1, L_2		-200				

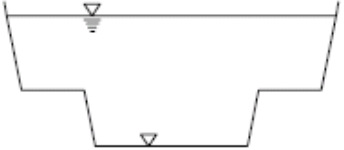
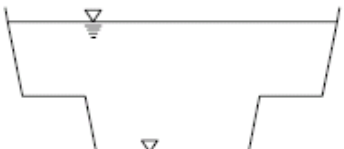
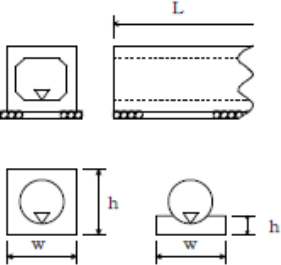
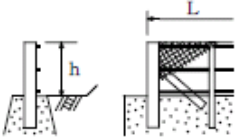
出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	3 共通施工	2 河川関係	5		根固めブロック工	基準高▽	層 積	±100	施工延長40mにつき1箇所、延長 40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
							乱 積	± t / 2			
						厚 さ t		−20	幅、厚さは40個につき1箇所測定。		
						幅 w ₁ w ₂	層 積	−20			
							乱 積	− t / 2			
						幅 w ₁ w ₂	層 積	−20	1 施工箇所毎		
							乱 積	− t / 2			
						3 土木工事共通編	3 共通施工	2 河川関係	6		
幅 w	±300										
延 長 L	−200										
3 土木工事共通編	3 共通施工	2 河川関係	7		捨石工	基 準 高 ▽	−100	施工延長40mにつき1箇所、延長 40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						幅 w	−100				
						延 長 L	−200				
3 土木工事共通編	3 共通施工	2 河川関係	8		護岸付属物工	幅 w	−30	各格子間の中央部1箇所を測定。			
						高 さ h	−30				

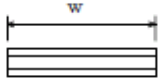
出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	3 共通施工	3 海岸関係	1	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)		上限 下限	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		
						基準 電 気 船	200ps +200 - 800			
							500ps +200 -1000			
							1000ps +200 -1200			
						デ ィ ー ゼ ル 船	250ps +200 - 800			
							420ps 600ps +200 -1000			
							1350ps +200 -1200			
						幅	-200			
						延 長	-200			
3 土木工事共通編	3 共通施工	3 海岸関係	1	2	浚渫船運転工 (グラブ船)	基 準 高 ▽	上限 +200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		
						幅	-200			
						延 長	-200			
木 工 事 共 通 編	3 共通施工	4 道路関係	1		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40mにつき1箇所、施工延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ※印は、現場打部分のある場合。		
						※幅 w	-50			
						※高 さ h	±30			
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎		
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	2		落石防護柵工	高 さ h	±30	施工延長40mにつき1箇所、施工延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎		

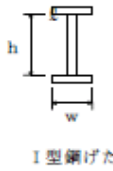
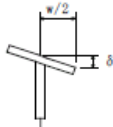
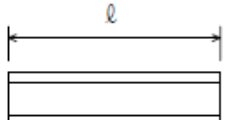
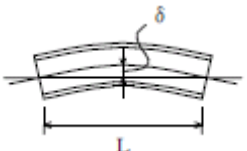
出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	3		検査路製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \cdots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $\ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	4		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長 w (m)	0～+30	製品全数を測定。		
						仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ_1 (mm)	設 計 値 ± 4			
							フィンガーの食い違い δ_2 (mm)	± 2			
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	5		落橋防止装置製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \cdots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $\ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	6		鋼製排水管製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \cdots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $\ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	7		プレビーム用桁製作工	部 材	フ ラ ン ジ 幅 w (m) 腹板高 h (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w / 2) \cdots 2.0 < w$	各支点及び各支間中央付近を測定。		
							フランジの直角度 δ (mm)	$w / 200$	各支点及び各支間中央付近を測定。		
							部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		
							仮組立時	主げたのそり $-5 \sim +5$ $\cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10$ $\cdots 20 < L \leq 40$	各主げたについて10～12m間隔を測定。		
						3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	8		橋梁用防護柵製作工

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

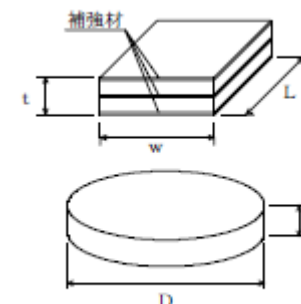
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	9	1	鑄造費 (金属支承工)		製品全数を測定。		
3	土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	9	1	鑄造費 (金属支承工)		製品全数を測定。		

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

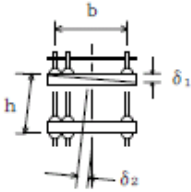
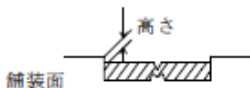
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	9	1	鑄造費 (金属支承工)	上沓の橋軸及び直角方向の長さ寸法	JIS B 0403-95 CT13	製品全数を測定。 ※1) 片面削り加工も含む。 ※2) ただし、ソールプレート接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する		
						全移動量 ℓ	$\ell \leq 300\text{mm}$	± 2		
							$\ell > 300\text{mm}$	$\pm \ell / 100$		
						組立絶対高さH コンクリート構造用	上、下面加工仕上げ	± 3		
							H $\leq 300\text{mm}$	± 3		
							H $> 300\text{mm}$	(H/200+3)小数点以下切り捨て		
						普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※1)、※2)	JIS B 0403-95 CT14		
							鑄放し肉厚寸法 ※1)	JIS B 0403-95 CT15		
							削り加工寸法	JIS B 0405-91 粗級		
							ガス切断寸法	JIS B 0417-79 B級		
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	9	2	鑄造費 (大型ゴム支承工)	幅w 長さL 直径D	w, L, D ≤ 500	0 ～ + 5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ (t) の最大相対誤差	
							500 < w, L, D $\leq 1500\text{mm}$	0 ～ + 1 %		
							1500 < w, L, D	0 ～ + 15		
						厚さt	t $\leq 20\text{mm}$	± 0.5		
							20 < t ≤ 160	$\pm 2.5\%$		
							160 < t	± 4		
						平面度	1			



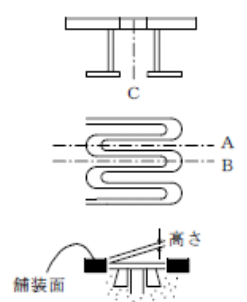
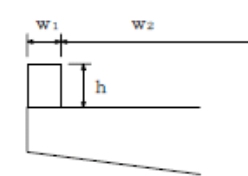
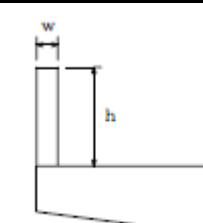
出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	10		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上 面 水 平 度 δ_1 (mm)	$b/500$	軸心上全数測定。		
							鉛 直 度 δ_2 (mm)	$h/500$			
							高 さ h (mm)	± 5			
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	11		仮設材製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \cdots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $\ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	12		床版・横組工	基 準 高 ∇	± 20	基準高は、1 径間当たり 2 箇所（支点付近）で、1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅は 1 径間当たり 3 箇所、厚さは型枠設置時におおむね 10 m ² に 1 箇所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）			
						幅 w	$0 \sim +30$				
						厚 さ t	$-10 \sim +20$				
						鉄筋のかぶり	設計値以上	1 径間当たり 3 断面（両端及び中央）測定。1 断面の測定箇所は断面変化毎 1 箇所とする。			
						鉄筋の有効高さ	± 10				
						鉄 筋 間 隔	± 20	1 径間当たり 3 箇所（両端及び中央）測定。			
上記 鉄筋の有効高さがマイナスの場合	± 10	1 箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に 2 m の範囲を測定。									
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	13	1	伸縮装置工 （ゴムジョイント）	据 付 け 高 さ	舗装面に対し $0 \sim -2$	両端及び中央部付近を測定。			
						表 面 の 凹 凸	3				
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し $0 \sim -2$				

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	13	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据 付 け 高 さ	± 3		
							車線方向各点誤差の相対差	3		
							表 面 の 凹 凸	3		
							歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2		
							縦 方 向 間 隔	± 2		
							横 方 向 間 隔	± 5		
							仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0～-2		
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	14		地覆工	地覆の幅 w_1	-10～+20	1 径間当たり両端と中央部の3箇所測定。		
						地覆の高さ h	-10～+20			
						有効幅員 w_2	0～+30			
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	15		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅	-5～+10	1 径間当たり両端と中央部の3箇所測定。		
						高さ	-20～+30			
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	16		検査路工	幅	± 3	1 ブロックを抽出して測定。		
						高さ	± 4			

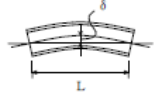
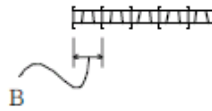
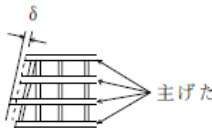
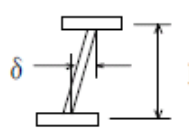
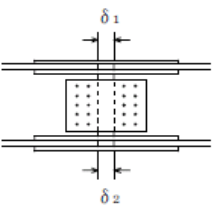
出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							コンクリート橋	鋼橋				
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	17	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5		支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m） 支承の平面寸法が 300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間（La,Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能性が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。			
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量 ±10以上					
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)		±5				4 +0.5× (B－2)
						下 沓 の 水 平 度	橋軸方向	1／100				
							橋軸直角方向					
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差		5				
						可動支承の 移動量 注3)		温度変化に伴う移動 量計算値の1/2以上				
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	17	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5		支承全数を測定。 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が 300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間（La,Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能性が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。			
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量 ±10以上					
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)		±5				4 +0.5× (B－2)
						支 承 の 水 平 度	橋軸方向	1／300				
							橋軸直角方向					
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差		5				
						可動支承の 移動量 注3)		温度変化に伴う移動 量計算値の1/2以上				

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

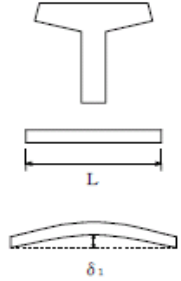
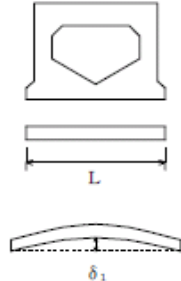
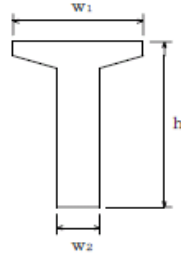
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	土木工事共通編	3	4	18	架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全長・支間長	$\pm (20+L/5)$	各けた毎に全数測定。 L：主げた・主構の支間長(m)		
						通 り	$\pm (10+L/5)$	L：主げた・主構の支間長(m)		
						そ り	$\pm (25+L/2)$	主げた、主構を全数測定。 L：主げた・主構の支間長(m)		
						※主げた、主構の 中心間距離 B(m)	$\pm 4 \cdots \cdots$ $B \leq 2$ $\pm (3+B/2) \cdots \cdots$ $B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主げたの橋端に おける出入差 δ (mm)	設計値 ± 10	どちらか一方の主げた（主構）端を測定。		
						※主げた、主構の 鉛直度 δ (mm)	$3+h/1,000$	各主げたの両端部を測定。 h：主げた・主構の高さ(mm)		
						※現場継手部の すき間 δ ₁ , δ ₂ (mm)	設計値 ± 5	主げた、主構の全継手数の1/2を 測定。 δ ₁ , δ ₂ のうち大きいもの 設計値が5mm以下の場合は、マイナス を認めない。		
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		

※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。

ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

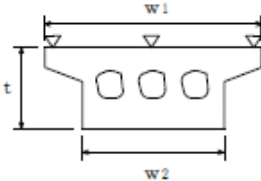
出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	19	1	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	桁長 L (m)	$\pm L/1000$	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS 製品の場合は、JIS 認定工場の成績表にかえることができる。 JIS製品以外はJIS製品に準ずる。		
						断面の外形寸法	± 5			
						橋 桁 の そ り δ_1	± 8			
						横方向の曲がり δ_2	± 10			
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	19	2	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ桁)	桁長 L (m)	$\pm 10 \cdots$ $L \leq 10m$ $\pm L/1000 \cdots$ $L > 10m$	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS 製品の場合は、JIS 認定工場の成績表にかえることができる。 JIS製品以外はJIS製品に準ずる。		
						断面の外形寸法	± 5			
						橋 桁 の そ り δ_1	± 8			
						横方向の曲がり δ_2	± 10			
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	20		ポストテンション桁 製作工	幅 (上) w_1	$+10$ -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 ℓ : 支間長 (m)		
						幅 (下) w_2	± 5			
						高 さ h	$+10$ -5			
						桁 長 ℓ 支 間 長	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots \pm (\ell - 5)$ かつ $-30mm$ 以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			

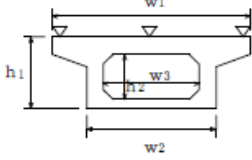
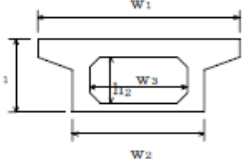
出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	21		プレキャストセグメント 製作工（購入工）	桁 長 ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		
						断面の外形寸法（mm）	—			
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	22		プレキャストセグメント 主桁組立工	桁 長 ℓ 支 間 長	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots \pm$ $(\ell - 5)$ かつ -30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレス シング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央 部の3箇所とする。 ℓ ：支間長（m）		
						横方向最大タワミ	$0.8 \cdot \ell$			
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	23		PCホロースラブ製作工	基 準 高	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2 箇所（支点 付近）で 1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅及び厚さは 1 径間当たり両端 と中央部の 3 箇所。		
						幅 w_1, w_2	$-5 \sim +30$			
						厚 さ t	$-10 \sim +20$			
						桁 長 ℓ 支 間 長	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots \pm$ $(\ell - 5)$ かつ -30mm以内	※鉄筋の出来形管理基準については、 第3編 3-4-12床版・横組工に準ず る。 ℓ ：桁長（m）		

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	24		P C箱桁製作工	基 準 高	±20	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2 箇所（支点付近）で 1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅及び高さは 1 径間当たり両端と中央部の 3 箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 3－4－12 床版・横組工に準ずる。 ℓ：桁長（m）		
						幅（上） w ₁	－5～＋30			
						幅（下） w ₂	－5～＋30			
						内 空 幅 w ₃	±5			
						高 さ h ₁	＋10 －5			
						内空高さ h ₂	＋10 －5			
						桁 長 ℓ 支 間 長	ℓ < 15…±10 ℓ ≥ 15…±(ℓ－5) かつ －30mm以内			
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	25		P C押出し箱桁製作工	幅（上） w ₁	－5～＋30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の 3 箇所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 3－4－12 床版・横組工に準ずる。 ℓ：桁長（m）		
						幅（下） w ₂	－5～＋30			
						内 空 幅 w ₃	±5			
						高 さ h ₁	＋10 －5			
						内空高さ h ₂	＋10 －5			
						桁 長 ℓ 支 間 長	ℓ < 15…±10 ℓ ≥ 15…±(ℓ－5) かつ －30mm以内			
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	26		架設工（コンクリート橋）	全 長・支 間	—	各桁毎に全数測定。		
					（クレーン架設） （架設桁架設）	桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
					架設工支保工 （固定） （移動）	そ り	—	主桁を全数測定。		
					架設桁架設 （片持架設） （押出し架設）					

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀)				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	27	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線40m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長40m毎に1箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模とは、一層あたりの施工面積が200㎡以上2,000㎡未満とする。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、合材の使用量が同一配合で50 t 以上の場合が該当する。	
						厚 さ	－45	－45	－15	－15			
						幅	－50	－50	—	—			
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	27	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－ 8	－10	幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線40m毎に1箇所を掘り起こして測定。		
						幅	－50	－50	—	—			

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$)				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	27	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント（石灰） 安定処理工	厚 さ	－25	－30	－ 8	－10	幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、500 m ² に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上とする。 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模とは、一層あたりの施工面積が200m ² 以上2,000m ² 未満とする。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、合材の使用量が同一配合で50 t 以上の場合が該当する。	
						幅	－50	－50	—	—			
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	27	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－ 5	－ 7	幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、500 m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定。	小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、合材の使用量が同一配合で50 t 以上の場合が該当する。	
						幅	－50	－50	—	—			
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	27	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	－ 9	－12	－ 3	－ 4	幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、500 m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 小規模未満（200m ² 未満）の工事においては、平坦性の項目を省略する事ができる。	
						幅	－25	－25	—	—			
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	27	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	－ 7	－ 9	－ 2	－ 3	幅は、延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、500 m ² 毎に 1 個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	－25	－25	—	—			
						平 坦 性	—	3 m ² プロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下					

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀)				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	28	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 40m毎に 1 箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 40m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長 40m毎に 1 箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模とは、一層あたりの施工面積が200㎡以上2,000㎡未満とする。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、合材の使用量が同一配合で50 t 以上の場合が該当する。	
						厚 さ	－45	－45	－15	－15			
						幅	－50	－50	—	—			
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	28	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長 40m毎に 1 箇所の割とし、厚さは、各車線 40m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 小規模未満（200㎡未満）の工事においては、平坦性の項目を省略する事ができる。	
						幅	－50	－50	—	—			
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	28	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント（石灰） 安定処理工	厚 さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長 40m毎に 1 箇所の割とし、厚さは、500㎡に 1 個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。		
						幅	－50	－50	—	—			

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀)				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事 共通編	3 共通 施工	4 道路関係	28	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－ 5	－ 7	幅は、延長 40m毎に1箇所の割とし、 厚さは、500㎡に1個の割でコアーを 採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使用 量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模とは、一層あたりの施工面積 が200㎡以上2,000㎡未満とする。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合で、合材の使用量が同一配合で50 t 以上の場合が該当する。	
						幅	－50	－50	—	—			
3 土木工事 共通編	3 共通 施工	4 道路関係	28	5	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	－ 9	－12	－ 3	－ 4	幅は、延長 40m毎に1箇所の割とし、 厚さは、500㎡に1個の割でコアーを 採取して測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。 小規模未満（200㎡未満）の工事におい ては、平坦性の項目を省略する事がで きる。	
						幅	－25	－25	—	—			
3 土木工事 共通編	3 共通 施工	4 道路関係	28	6	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	－ 7	－ 9	－ 2	－ 3	幅は、延長 40m毎に1箇所の割とし、 厚さは、500㎡毎に1個の割でコアー を採取して測定。		
						幅	－25	－25	—	—			
						平 坦 性	—		3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀)					
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下				
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	29	1	グースアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－ 5	－ 7	幅は、延長 40m毎に1箇所の割とし、 厚さは、500㎡に1個の割でコアーを 採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使用 量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模とは、一層あたりの施工面積 が200㎡以上2,000㎡未満とする。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合で、合材の使用量が同一配合で50 t 以上の場合が該当する。		
						幅	－50	－50	—	—				
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	29	2	グースアスファルト 舗装工 (基層工)	厚 さ	－ 9	－12	－ 3	－ 4	幅は、延長 40m毎に1箇所の割とし、 厚さは、500㎡に1個の割でコアーを 採取して測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。 小規模未満（200㎡未満）の工事におい ては、平坦性の項目を省略する事がで きる。		
						幅	－25	－25	—	—				
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	29	3	グースアスファルト 舗装工 (表層工)	厚 さ	－ 7	－ 9	－ 2	－ 3	幅は、延長 40m毎に1箇所の割とし、 厚さは、500㎡毎に1個の割でコアー を採取して測定。			
						幅	－25	－25	—	—				
						平 坦 性	—		3 m ² ロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下					

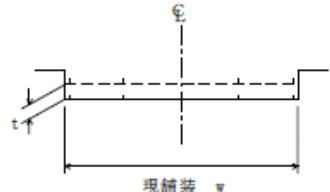
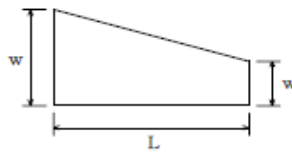
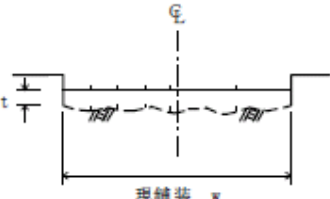
出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$)			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上			
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	30	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長 40m毎に1箇所の割 で測定。 厚さは、片側延長 40m 毎に1箇所掘 り起こして測定。 幅は、片側延長 40m 毎に1箇所測定。 ※歩道舗装に適用する。		
						厚 さ	t < 15cm	－30	－10			
							t ≥ 15cm	－45	－15			
						幅	－100		—			
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	30	2	透水性舗装工 (表層工)	厚 さ	－9		－3	幅は、片側延長40m 毎に1箇所の割で 測定。 厚さは、片側延長 40m 毎に1箇所コ アーを採取して測定。 ※歩道舗装に適用する。		
						幅	－25		—			
					透水性歩道舗装 フィルター層	基準高	±50mm		基準高、幅は片側延長40mごとに1箇 所の割りで測定。 厚さは片側延長40mごとに1箇所の 割りで測定。 ※歩道舗装に適用する。			
						幅	－100mm					
						厚さ	－10mm					

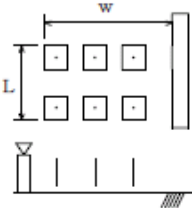
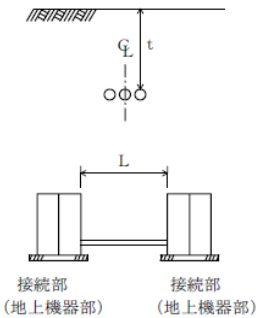
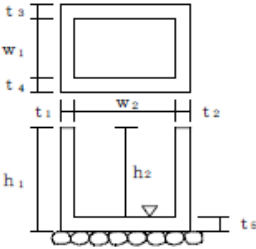
出来形管理基準及び規格値 第3編 土木工事共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 ($\bar{X}_{10}$)			
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	31		路面切削工	厚 さ t	－7	－2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2箇所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。		
						幅 w	－25	—			
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	32		舗装打換え工	路盤工	幅 w	－50	各層毎1箇所／1施工箇所		
							延長L	－100			
							厚さ t	該当工種			
						舗設工	幅 w	－25			
							延長L	－100			
							厚さ t	該当工種			
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	33	オーバーレイ工	厚 さ t	－9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、延長20m未満の場合は、2箇所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。			
					幅 w	－25					
					延 長 L	－100					
					平 坦 性	—	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下				
3 土木工事共通編	3 共通施工	4 道路関係	34	落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上		全数測定			
					アンカーボルト定着長	－20以内かつ－1D以内		全数測定 D：アンカーボルト径(mm)			

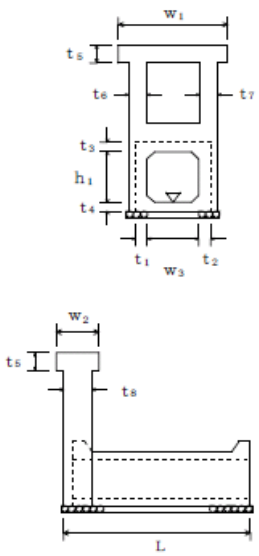
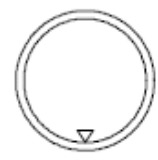
出来形管理基準及び規格値 第6編 河川編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川 編	1 築堤・護岸	8 水制工	8		杭出し水制工	基 準 高 ▽	±50	1組毎		
						幅 w	±300			
						方 向	±7°			
						延 長 L	-200			
6 河川 編	1 築堤・護岸	11 光ケ－ブル配管工	3		配管工	埋設深	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1箇所。		
						延長 L	-200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		
6 河川 編	1 築堤・護岸	11 光ケ－ブル配管工	4		ハンドホール工	基準高 ▽	±30	1箇所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚さ t ₁ ～t ₅	-20			
						※幅 w ₁ , w ₂	-30			
						※高さ h, h ₂	-30			

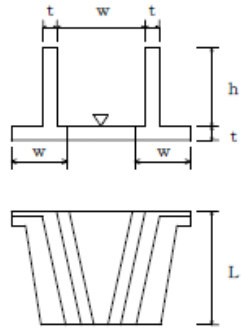
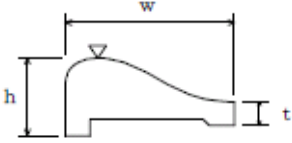
出来形管理基準及び規格値 第6編 河川編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	3 樋門・樋管	3 樋門・樋管 本体工	6	1	函渠工 (本体工)	基 準 高 ▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		
						厚さ $t_1 \sim t_8$	-20			
						幅 w_1, w_2	-30			
						内空幅 w_3	-30			
						内空高 w_1	±30			
						延 長 L	-200			
6 河川編	3 樋門・樋管	3 樋門・樋管 本体工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (P C管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所毎		
						延 長 L	-200			

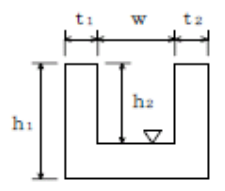
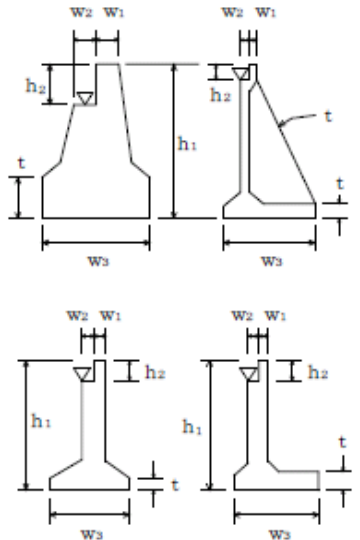
出来形管理基準及び規格値 第6編 河川編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	3 樋門・樋管	3 樋門・樋管 本体工	7 8		翼壁工 水叩工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	－20			
						幅 w	－30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	－50			
6 河川編	4 水門	4 水門 本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	－20			
						幅 w	－30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	－50			
6 河川編	5 堰	4 可動堰 本体工	13 14		開門工 土砂吐工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	－20			
						幅 w	－30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	－50			
6 河川編	5 堰	5 固定堰 本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基 準 高 ▽	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	－20			
						幅 w	－30			
						高 さ h	±30			
						堰長 L	L < 20m	－50		
							L ≥ 20m	－100		

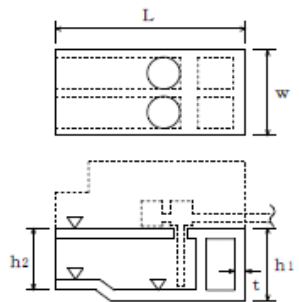
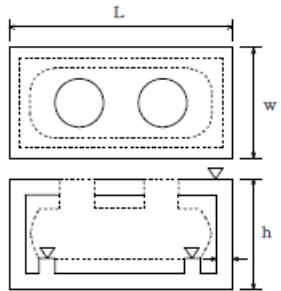
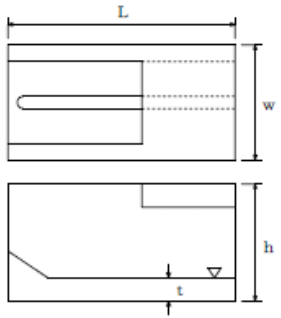
出来形管理基準及び規格値 第6編 河川編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	5 堰	6 魚道工	3		魚道本体工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 (なお、製品使用の場合の製品寸法は、規格証明書等による)		
						厚 さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h_1, h_2	-30			
						延 長 L	-200			
6 河川編	5 堰	7 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-10			
						天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	-10			
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50			
						高 さ h_1	-50			
						胸壁の高さ h_2	-30			
						天 端 長 ℓ_1	-50			
						敷 長 ℓ_2	-50			
						胸壁間距離 ℓ	± 30			
						支 点 長 及 び 中心線の変 化	± 50			

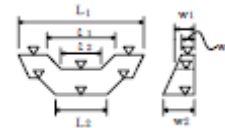
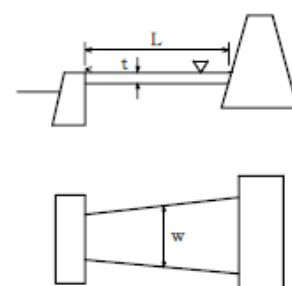
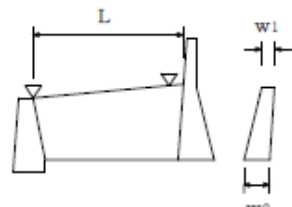
出来形管理基準及び規格値 第6編 河川編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	6 排水機場	3 機場本体工	6		本体工	基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h_1, h_2	±30			
						延 長 L	-50			
6 河川編	6 排水機場	3 機場本体工	7		燃料貯油槽工	基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	-50			
6 河川編	6 排水機場	4 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	-50			

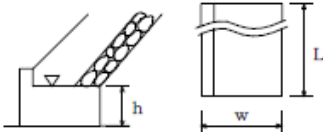
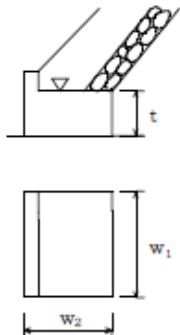
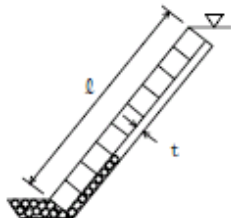
出来形管理基準及び規格値 第6編 河川編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	7 床止め・床固め	3 床止め工	6	1	本体工 (床固め本体工)	基 準 高 ∇	± 30	図面に表示してある箇所にて測定。		
						天 端 幅 w_1	-30			
						堤 幅 w_2	-30			
						堤 長 L_1, L_2	-100			
						水通し幅 l_1, l_2	± 50			
6 河川編	7 床止め・床固め	3 床止め工	8	1	水叩工	基 準 高 ∇	± 30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
						厚 さ t	-30			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-100			
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床固め工	6		側壁工	基 準 高 ∇	± 30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						天 端 幅 w_1	-30			
						堤 幅 w_2	-30			
						長 さ L	-100			

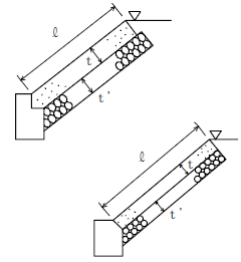
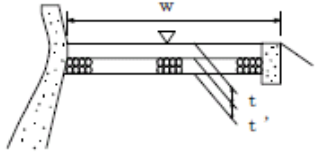
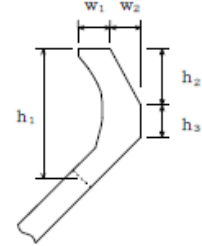
出来形管理基準及び規格値 第7編 河川海岸編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 河川 海岸編	1 堤防・護岸	3 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	基 準 高 ▽		±30	施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
						幅 w		−30			
						高 さ h		−30			
						延 長 L		−200			
7 河川 海岸編	1 堤防・護岸	3 護岸基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	基 準 高 ▽		±50	ブロック個数40個につき 1 箇所の割で測定。基準高、延長は施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
						ブロック厚 t		−20			
						ブロック縦幅w₁		−20			
						ブロック横幅w₂		−20			
						延 長 L		−200			
7 河川 海岸編	1 堤防・護岸	4 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	基 準 高 ▽		±50	施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
						法長 ℓ	ℓ < 5 m	−100			
							ℓ ≥ 5 m	ℓ × (−2%)			
						厚 さ t		−50			
						延 長 L		−200			

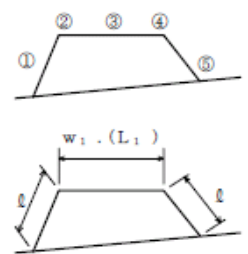
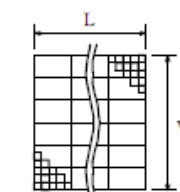
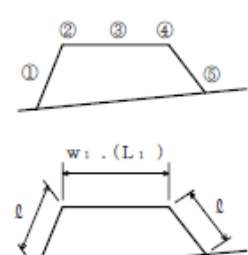
出来形管理基準及び規格値 第7編 河川海岸編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	4 護岸工	5		コンクリート被覆工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
						法長 ℓ	$\ell < 3\text{ m}$			
							$\ell \geq 3\text{ m}$			
						厚さ t	$t < 100$			
							$t \geq 100$			
						裏 込 材 厚 t'	-50			
						延 長 L	-200			
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	6 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
						幅 w	-50			
						厚 さ t	-10			
						基 礎 厚 t'	-45			
						延 長 L	-200			
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	7 波返工	3		波返工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
						幅 w_1, w_2	-30			
						高さ $h < 3\text{ m}$ h_1, h_2, h_3	-50			
						高さ $h \geq 3\text{ m}$ h_1, h_2, h_3	-100			
						延 長 L	-200			

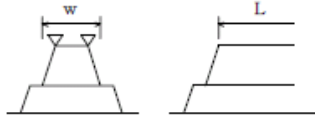
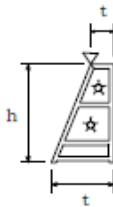
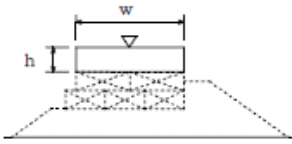
出来形管理基準及び規格値 第7編 河川海岸編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸編	2 突堤・人工岬	3 突堤基礎工	4		捨石工	基準高▽	本 均 し		±50	施工延長10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。		
							表 面 均 し		±100			
							荒均し	異形ブロック据付面 (乱積) の高さ	±500			
								異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ	±300			
							被覆均し	異形ブロック据付面 (乱積) の高さ	±500			
								異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ	±300			
						法 長 ℓ		−100	幅は施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。			
						天 端 幅 w1		−100				
						天 端 延 長 L1		−200				
7 河川 海岸編	2 突堤・人工岬	3 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅 w		−300	施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。			
						延 長 L		−500				
7 河川 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤本体工	2		捨石工	基準高▽	異形ブロック据付面 (乱積) の高さ		±500	施工延長10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。		
							異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ		±300			
						法 長 ℓ		−100	幅は施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。			
						天 端 幅 w1		−100				
						天 端 延 長 L1		−200				

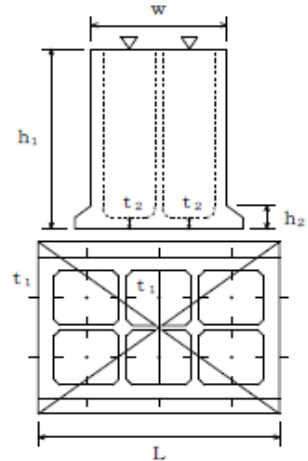
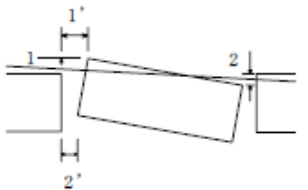
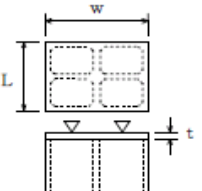
出来形管理基準及び規格値 第7編 河川海岸編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤本体工	5		海岸コンクリートブロック工	基準高▽ (層積) ブロック 規格26 t未満	±300	施工延長 40mにつき1箇所、延長 40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。延長は、センターラインで行う。		
						(層積) ブロック 規格26 t以上	±500			
						(乱 積)	±ブロックの 高さの1/2			
						天 端 幅 w	－ブロックの 高さの1/2			
						天 端 延 長 L	－ブロックの 高さの1/2			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤本体工	9		石砕工	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40mにつき1箇所、延長 40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						厚 さ t	－50			
						高さh h < 3 m	－50			
						h ≥ 3 m	－100			
						延 長 L	－200	1施工箇所毎		
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤本体工	10		場所打コンクリート工	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40mにつき1箇所、延長 40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						幅 w	－30			
						高 さ h	－30			
						延 長 L	－200			

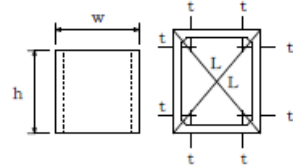
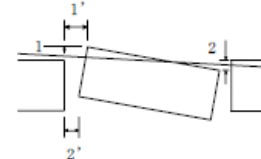
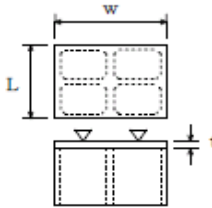
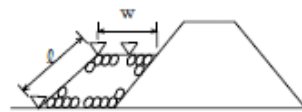
出来形管理基準及び規格値 第7編 河川海岸編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	4 突堤本体工	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バラストの基準高▽	砕 石 、 砂	±100	各室中央部 1 箇所		
							コンクリート	±50			
						壁 厚 t1	±10	底版完成時、各壁 1 箇所			
						幅 w	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端			
						高 さ h1	+30, -10	完成時、四隅			
						長 さ L	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端			
						底版厚さ t2	+30, -10	底版完成時、各室中央部 1 箇 所			
						フーチング高さ h2	+30, -10	底版完成時、四隅			
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	4 突堤本体工	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	法線に対する出入 1、2	ケーソン重量 2000 t 未満 ±100	据付完了後、両端 2 箇所			
							ケーソン重量 2000 t 以上 ±150				
					据付目地間隔 1'、2'	ケーソン重量 2000 t 未満 100以下	据付完了後、天端 2 箇所				
						ケーソン重量 2000 t 以上 200以下					
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	4 突堤本体工	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準高▽	陸 上	±30	1 室につき 1 箇所 (中心)		
							水 中	±50			
						厚 さ t	±30				
						幅 w	±30				
						長 さ L	±30				

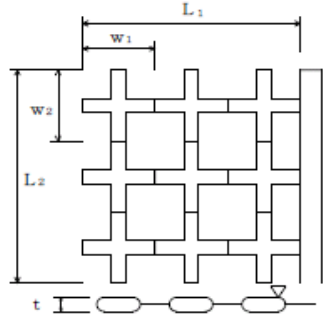
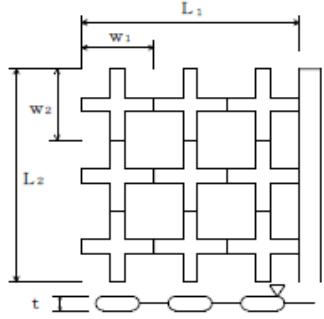
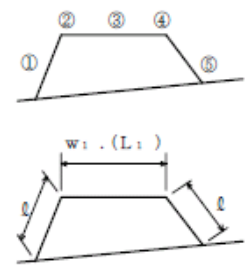
出来形管理基準及び規格値 第7編 河川海岸編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤本体工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁 厚 t		±10	型枠取外し後全数			
						幅 w		+20, -10				
						高 さ h		+20, -10				
						長 さ L		+20, -10				
7 河川 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤本体工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する 出入 1、2		±50	据付後ブロック1個に2箇所（各段毎）			
						隣接ブロックと の間隔 1'、2'		50以下				
7 河川 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤本体工	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準高▽	陸 上	±30	1室につき1箇所（中心）			
							水 中	±50				
						厚 さ t		± 30				
						幅 w		± 30				
						長 さ L		± 30				
7 河川 海岸編	2 突堤・人工岬	5 根固め工	2	捨石工	基準高▽	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。				
						異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ	±300					
					法 長 ℓ		-100	幅は施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所、延長はセンターライン及び表裏 法肩。				
					天 端 幅 w		-100					
					天 端 延 長 L		-200					

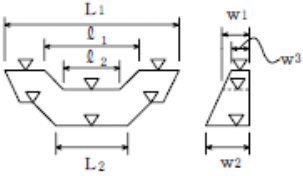
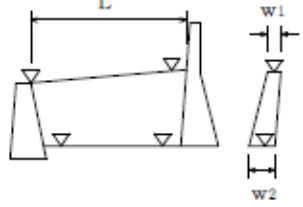
出来形管理基準及び規格値 第7編 河川海岸編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目			規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 河川 海岸編	2 突堤・人工岬	5 根固め工	3		根固めブロック工	基準高 ▽	層 積	±300	施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。			
							乱 積	± t / 2				
						厚 さ t		−20	幅、厚さは 40個につき 1 箇所測定。			
						幅 w ₁ w ₂	層 積	−20				
							乱 積	− t / 2	1 施工箇所毎			
						延長 L ₁ L ₂	層 積	−200				
							乱 積	− t / 2				
7 河川 海岸編	2 突堤・人工岬	6 消波工	3		消波ブロック工	基準高 ▽	層 積	±300	施工延長 40mにつき 1 箇所。延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。			
							乱 積	± t / 2				
						厚 さ t		−20	幅、厚さは 40個につき 1 箇所測定。			
						幅 w ₁ , w ₂		−20				
						延長 L ₁ , L ₂		−200				
7 河川 海岸編	3 海城堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	3 海城堤基礎工	3		捨石工	基準高 ▽	本 均 し	±50	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。			
								荒均し				異形ブロック据付面（乱積）の高さ
							異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ					±300
							被覆均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ				±500
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ				±300
						法 長 ℓ		−100	幅は施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。			
						天 端 幅 w ₁		−100				
						天 端 延 長 L ₁		−200				

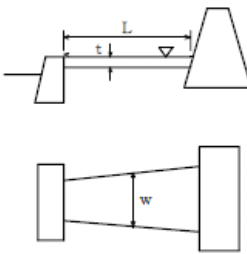
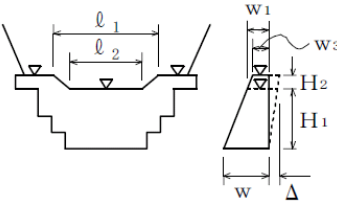
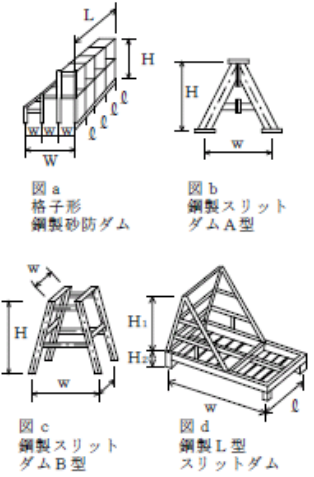
出来形管理基準及び規格値 第8編 砂防編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部 材 部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \cdots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $\ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
8 砂防編	1 砂防堰堤	6 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	基 準 高 ∇	± 30	図面の表示箇所にて測定。		
						天端部 幅 w_1, w_3	-30			
						水通しの幅 ℓ_1, ℓ_2	± 50			
						堤 長 L_1, L_2	-100			
8 砂防編	1 砂防堰堤	6 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	基 準 高 ∇	± 30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						幅 w_1, w_2	-30			
						長 さ L	-100			

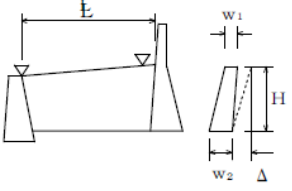
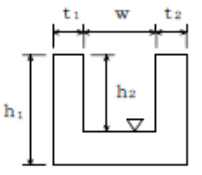
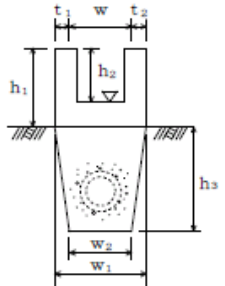
出来形管理基準及び規格値 第8編 砂防編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂防編	1 砂防堰堤	6 コンクリート堰堤工	8		水叩工	基 準 高 ▽		±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
						幅 w		−100			
						厚 さ t		−30			
						延 長 L		−100			
8 砂防編	1 砂防堰堤	7 鉄製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	水 通 し 部	堤 高 ▽	±50	1. 図面の表示箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
							長 さ ℓ	±100			
							幅 w1, w3	±50			
							下流側倒れ ∟	±0.02H			
						袖 部	袖 高 ▽	±50			
							幅 w2	±50			
							下流側倒れ ∟	±0.02H			
8 砂防編	1 砂防堰堤	7 鉄製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 L (m) 格		±50	(備考) 格：格子型鋼製砂防ダム A：鋼製スリットダム A型 B：鋼製スリットダム B型 L：鋼製スリットダム L型		
						堤長ℓ (m) 格・B・L		±(10+ℓ /10)			
						堤幅W (m) 格		±30			
						堤幅w (m) 格・B・L		±(10+w/10)			
						堤幅w (m) A		± 5			
						高さH (m) 格・B・L		±(10+H/10)			
						高さH (m) A		± 5			

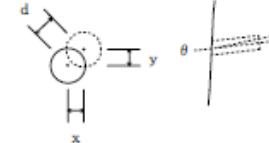
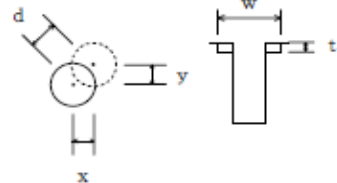
出来形管理基準及び規格値 第8編 砂防編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂防編	1 砂防堰堤	7 鉄製堰堤工	6		鋼製側壁工	堤 高 ∇	± 50	1. 図面に表示してある箇所にて測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
						長 さ L	± 100			
						幅 w_1, w_2	± 50			
						下流側倒れ $\triangle$	$\pm 0.02H$			
						高さ h	$h < 3\text{ m}$			
							$h \geq 3\text{ m}$			
8 砂防編	2 流路	4 床固め工	8		魚道工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。		
						幅 w	-30			
						高 さ h_1, h_2	-30			
						厚 さ t_1, t_2	-20			
						延 長 L	-200			
8 砂防編	3 斜面対策	5 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。（なお製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による）		
						厚さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						幅 w_1, w_2	-50			
						高さ h_1, h_2	-30			
						深 さ h_3	-30			
						延 長 L	-200			

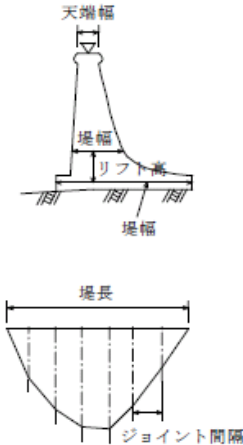
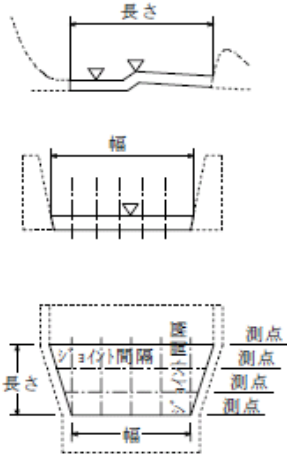
出来形管理基準及び規格値 第8編 砂防編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂防編	3 斜面対策	6 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削 孔 深 さ $\varnothing$	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						配 置 誤 差 d	100			
						せん孔方向 θ	± 2.5 度			
8 砂防編	3 斜面対策	6 地下水排除工	5		集水井工	基 準 高 ∇	± 50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						偏 心 量 d	150			
						長 さ L	-100			
						巻 立 て 幅 w	-50			
						巻立て厚さ t	-30			
8 砂防編	3 斜面対策	8 抑止杭工	6		合成杭工	基 準 高 ∇	± 50	全数測定。		
						偏 心 量 d	D/4以内 かつ100以内			

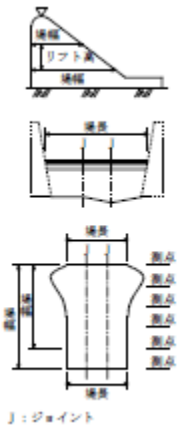
出来形管理基準及び規格値 第9編 ダム編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 (本体)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。	 (注)1. j : ジョイント	
						天 端 幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リ フ ト 高	±50			
						堤 幅	-30, +50			
						堤 長	-100			
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 (水叩)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。		
						ジョイント間隔	±30			
						幅	±40			
						長 さ	-100, +60			

出来形管理基準及び規格値 第9編 ダム編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (副ダム)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。		
						ジョイント間隔	±30			
						リ フ ト 高	±50			
						堤 幅	-30, +50			
						堤 長	±40			

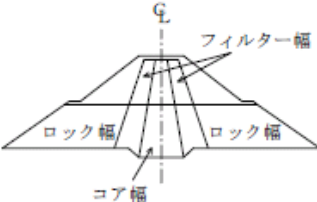
出来形管理基準及び規格値 第9編 ダム編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (導流壁)	天 端 高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						ジョイント間隔	±20			
						リ フ ト 高	±50			
						長 さ	±100			
						厚 さ	±20			

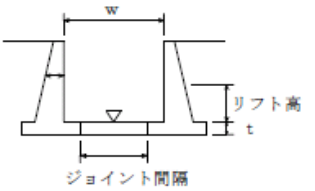
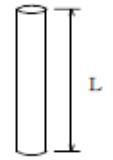
出来形管理基準及び規格値 第9編 ダム編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	2 フィル ダム	3 盛立 工	5		コアの盛立	基 準 高 ▽	－ 0	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピング ローラ）の場合		
						外 側 境 界 線	－ 0, +500			
9 ダム 編	2 フィル ダム	3 盛立 工	6		フィルターの盛立	基 準 高 ▽	－ 0	各測点について5層毎に測定。		
						外 側 境 界 線	－ 0, +1000			
						盛 立 幅	－ 0, +1000			
9 ダム 編	2 フィル ダム	3 盛立 工	7		ロックの盛立	基 準 高 ▽	－100	各測点について盛立5 m毎に測定。		
						外 側 境 界 線	－ 0, +2000			

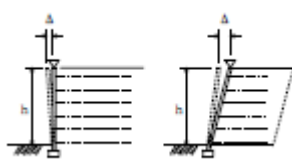
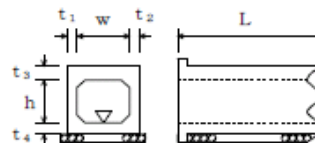
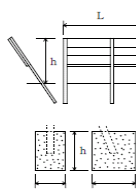
出来形管理基準及び規格値 第9編 ダム編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	2 フィル ダム				フィルダム (洪水吐)	基 準 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 1回／1施工箇所		
						ジョイント間隔	±30			
						厚 さ t	±20			
						幅 w	±40			
						リ フ ト 高 さ	±20			
						長 さ L	±100			
9 ダム 編	3 基礎 グラウチ ング	3 ボー リング 工			ボーリング工	深 度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面 で行うカーテングラウトに適用する。		
						配 置 誤 差	100			

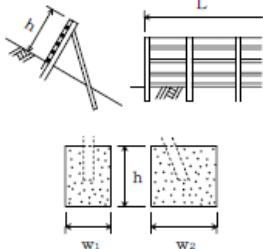
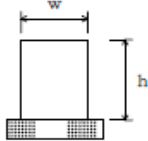
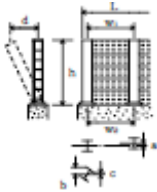
出来形管理基準及び規格値 第10編 道路編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	1 道 路 改 良	3 工 場 製 作 工	2	1	遮音壁支柱製作工	部材	部材長 ℓ (m) $\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
10 道 路 編	1 道 路 改 良	5 擁 壁 工	7		補強土壁工 (補強土(テールアル メ)壁工法) (多数アンカー式補強 土工法) (ジオテキスタイルを 用いた補強土工法)	基 準 高 ∇ 高さ h $h < 3 \text{ m}$ $h \geq 3 \text{ m}$ 鉛 直 度 $\triangle$ 控 え 長 さ 延 長 L	± 30 -50 -100 $\pm 0.03h$ かつ ± 300 以内 設計値以上 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は 50m)につき1箇所、延長40m(又は 50m)以下のものは1施工箇所につき 2箇所。 1施工箇所毎		
10 道 路 編	1 道 路 改 良	7 カ ル バ ー ト 工	6		場所打函渠工	基 準 高 ∇ 厚さ $t_1 \sim t_4$ 幅(内法) w 高 さ h 延長 L $L < 20 \text{ m}$ $L \geq 20 \text{ m}$	± 30 -20 -30 -30 -50 -100	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇 所にて測定。		
10 道 路 編	1 道 路 改 良	9 落 石 雪 害 防 止 工	4		落石防止網工	幅 w 延 長 L	-200 -200	1施工箇所毎		
10 道 路 編	1 道 路 改 良	9 落 石 雪 害 防 止 工	6		防雪柵工	高 さ h 延 長 L 基礎 幅 w_1, w_2 高 さ h	± 30 -200 -30 -30	施工延長40mにつき1箇所、施工延長 40m以下のものは1施工箇所につき2 箇所。 1施工箇所毎 基礎1基毎		

出来形管理基準及び規格値 第10編 道路編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	1 道 路 改 良	9 落 石 雪 害 防 止 工	7		雪崩予防柵工	高 さ h	±30	施工延長40mにつき1箇所、施工延長40m以下のものは1 施工箇所につき2箇所。			
						延 長 L	−200	1 施工箇所毎			
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	−30			基礎1 基毎
							高 さ h	−30			
						アンカー長ℓ	打 込 み ℓ	−10%			全数
							埋 込 み ℓ	− 5 %			
10 道 路 編	1 道 路 改 良	10 遮 音 壁 工	4		遮音壁基礎工	幅 w	−30	施工延長40mにつき1箇所、施工延長40m以下のものは1 施工箇所につき2箇所。			
						高 さ h	−30				
						延 長 L	−200	1 施工箇所毎			
10 道 路 編	1 道 路 改 良	10 遮 音 壁 工	5		遮音壁本体工	支 柱	間 隔 w	±15	施工延長5 スパンにつき1 箇所		
							ず れ a	10			
							ね じ れ b − c	5			
							倒 れ d	h × 0.5%			
						高 さ h	+30, −20	1 施工箇所毎			
						延 長 L	−200				

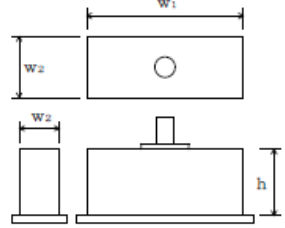
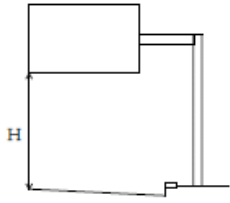
出来形管理基準及び規格値 第10編 道路編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X_{10})			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上			
10 道 路 編	2 舗 装	3 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長 40m毎に1箇所の割で測定。 厚さは、片側延長 40m毎に1箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 40m毎に1箇所測定。 ※両端部2点で測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、一層あたりの施工面積が200㎡以上2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X_{10})について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	t < 15cm	—30	—10			
							t ≥ 15cm	—45	—15			
						幅	—100		—			
10 道 路 編	2 舗 装	3 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚 さ	—9		—3	幅は、片側延長 40m毎に1箇所の割で測定。厚さは、片側延長40m毎に1箇所コアを採取して測定。		
						幅	—25		—			

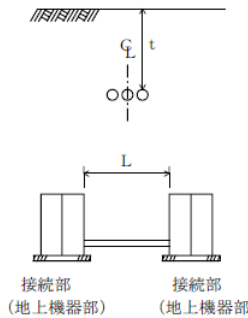
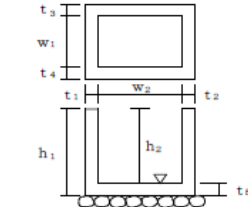
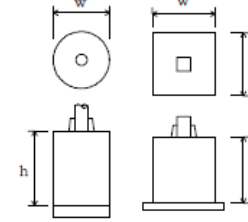
出来形管理基準及び規格値 第10編 道路編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	2 舗 装	4 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						延 長 L	-200	1箇所／1施工箇所		
10 道 路 編	2 舗 装	6 踏掛版工	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基 準 高	± 20	1箇所／1踏掛版		
						各 部 の 厚 さ	± 20	1箇所／1踏掛版		
						各 部 の 長 さ	± 30	1箇所／1踏掛版		
					(ラバーシュー)	各 部 の 長 さ	± 20	全数		
						厚 さ	—			
					(アンカーボルト)	中 心 の ず れ	± 20	全数		
						ア ン カ ー 長	± 20	全数		
10 道 路 編	2 舗 装	8 標識工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1, w_2	-30	基礎一基毎		
						高 さ h	-30			
10 道 路 編	2 舗 装	8 標識工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1箇所／1基		

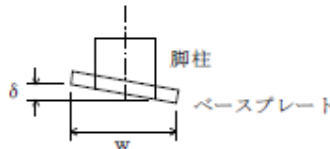
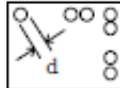
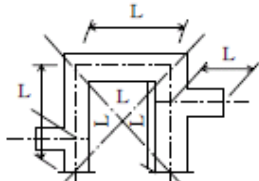
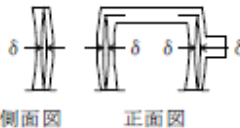
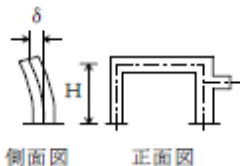
出来形管理基準及び規格値 第10編 道路編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	2 舗 装	11 道 路 付 属 施 設 工	5	1	ケーブル配管工	埋 設 深 t	0～+50	接続部間毎に1箇所		
						延 長 L	－200	接続部間毎で全数		
10 道 路 編	2 舗 装	11 道 路 付 属 施 設 工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基 準 高 ∇	±30	1箇所毎 ※印は、現場打ちのある場合		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	－20			
						※幅 w_1, w_2	－30			
						※高さ h_1, h_2	－30			
10 道 路 編	2 舗 装	11 道 路 付 属 施 設 工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	－30	1箇所／1施工箇所		
						高 さ h	－30			

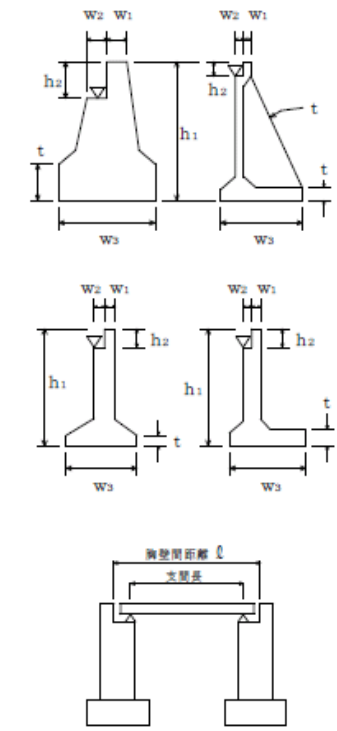
出来形管理基準及び規格値 第10編 道路編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼製橋脚製作工	部 材		脚柱とベースプレートの鉛直度 δ (mm)	w/500	各脚柱、ベースプレートを測定。		
							ベ ー ス プ レ ー ト	孔の位置	± 2	全数を測定。		
								孔 の 径	0～5	全数を測定。		
						仮 組 立 時		柱の中心間隔、 対角長 L (m)	$\pm 5 \cdots$ $L \leq 10\text{m}$ $\pm 10 \cdots$ $10 < L \leq 20\text{m}$ $\pm (10 + (L - 20) / 10)$ $\cdots 20\text{m} < L$	両端部及び片持ばり部を測定。		
								はりのキャンバー 及び柱の曲がり δ (mm)	L/1,000	各主構の各格点を測定。		
								柱 の 鉛 直 度 δ (mm)	$10 \cdots H \leq 10$ $H \cdots H > 10$	各柱及び片持ばり部を測定。		

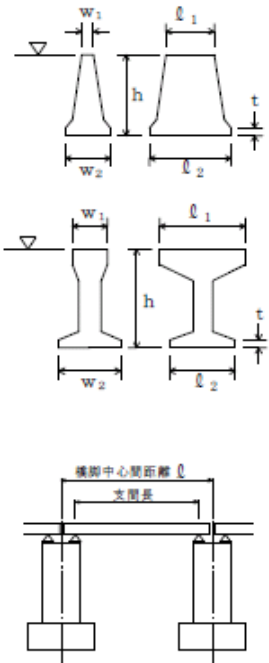
出来形管理基準及び規格値 第10編 道路編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	4 橋 台 工	8		橋台躯体工	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-10			
						天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	-10			
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50			
						高 さ h	-50			
						胸壁の高さ h_2	-30			
						天 端 長 ℓ_1	-50			
						敷 長 ℓ_2	-50			
						胸壁間距離 ℓ	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			
					支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高	$+10 \sim -20$			
						平面位置	± 20			
						アンカーボルト孔の 鉛直度	1/50以下			

出来形管理基準及び規格値 第10編 道路編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	5 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-20			
						敷 幅 w_2 (橋軸方向)	-50			
						高 さ h	-50			
						天 端 長 l_1	-50			
						敷 長 l_2	-50			
						橋脚中心間 距 離 l	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			
					支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	$+10 \sim -20$			
						平面位置	± 20			
						アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下			

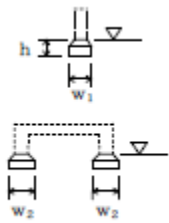
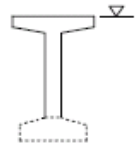
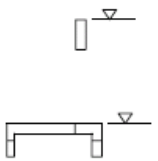
出来形管理基準及び規格値 第10編 道路編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	5 R C 橋 脚 工	9	4	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1	-20			
						敷 幅 w_2	-20			
						高 さ h	-50			
						長 さ l	-20			
						橋脚中心間 距 離 l	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 鋼 製 橋 脚 工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						幅 (橋軸方向) w	-50			
						高 さ h	-50			
						長 さ l	-50			

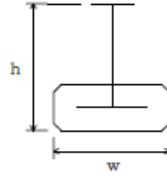
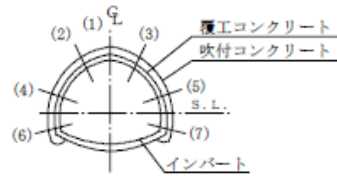
出来形管理基準及び規格値 第10編 道路編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 鋼 製 橋 脚 工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						幅 w_1, w_2	-50			
						高 さ h	-50			
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 鋼 製 橋 脚 工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						橋脚中心間 距 離 ℓ	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 鋼 製 橋 脚 工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						橋脚中心間 距 離 ℓ	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 鋼 製 橋 脚 工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	5 ※ ± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		

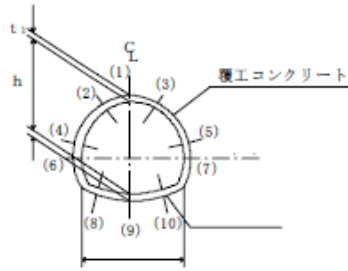
出来形管理基準及び規格値 第10編 道路編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	9		橋梁用高欄製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \cdots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $\ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		
10 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	5 プ レ ビ ー ム 桁 橋 工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅	w	± 5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 ℓ : スパン長		
						高	さ h	$+10$ -5			
						桁 長 ℓ スパン長	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内				
						横方向最大タワミ	0.8ℓ				
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	4 支 保 工	3		吹付工	吹 付 け 厚 さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1／3以上を確保するものとする。	施工延長 40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準（構造編）にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。			
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	4 支 保 工	4		ロックボルト工	位 置 間 隔	—	施工延長 40m毎に断面全本数検測。			
						角 度	—				
						削 孔 深 さ	—				
						孔 径	—				
						突 出 量	プレート下面から10cm以内				

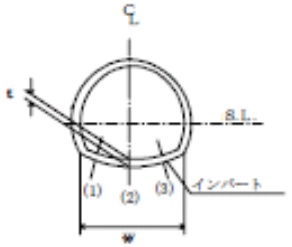
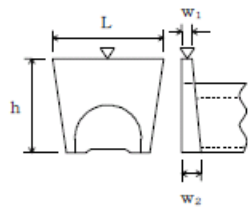
出来形管理基準及び規格値 第10編 道路編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高 (拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1箇所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1箇所、(2)～(3)は100mに1箇所の割合で行う。 なお、トンネル延長が40m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。		
						幅 w (全幅)	-50			
						高さ h (内法)	-50			
						厚 さ t_1, t_2	設計値以上			
						延 長 L	—			
10 道 路 編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						厚 さ t	-30			

出来形管理基準及び規格値 第10編 道路編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	6 ト ン ネル (N A T M)	6 イン バ ー ト 工	4		インバート本体工	幅 w (全幅)	-50	(1) 幅は、施工40mにつき1箇所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		
						厚 さ t_1, t_2	設計値以上			
						延 長 L	—			
10 道 路 編	6 ト ン ネル (N A T M)	8 坑 門 工	4		坑門本体工	基 準 高 ∇	± 50	図面の主要寸法表示箇所で測定。		
						幅 w_1, w_2	-30			
						高さ h	$h < 3 \text{ m}$			
							$h \geq 3 \text{ m}$			
						延 長 L	-200			

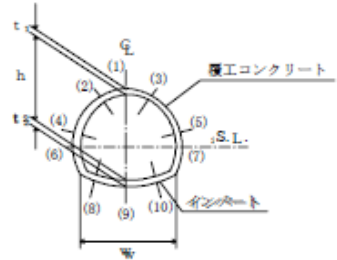
出来形管理基準及び規格値 第10編 道路編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	6 ト ン ネル (N A T M)	8 坑 門 工	5		明り巻工	基準高 (拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1箇所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。		
						幅 w (全幅)	—50			
						高さ h (内法)	—50			
						厚 さ t	—20			
						延 長 L	—			
10 道 路 編	7 ト ン ネル (矢板)	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	基準高 (拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1箇所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点①～⑩で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点①～⑩の巻厚測定を行う。 ただし、上部半断面先進工法の場合④～⑦については上半のセントルの間隔程度でよい。 (ハ) セン孔による巻厚の測定は図の①は40mに1箇所、②～③は40mに1箇所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上のセン孔による測定を行う。 ただし、漏水の多い場合などで上記によることが好ましくない場合は、監督職員の指示により間隔を拡げることができる。		
						幅 w (全幅)	—70			
						高さ h (内法)	—70			
						厚 さ t	—50			
						延 長 L	—			

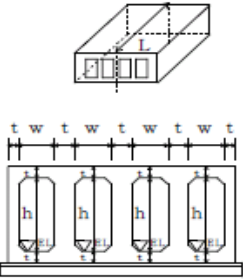
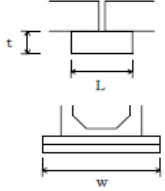
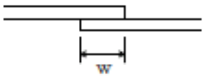
出来形管理基準及び規格値 第10編 道路編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	7 ト ン ネ ル (矢 板)	6 イ ン バ ー ト 工	4		インバート本体工	幅 w (全幅)	-50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1箇所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点(1)～(10)で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点(1)～(10)の巻厚測定を行う。 ただし、上半断面先進工法の場合(4)～(7)については上半のセントルの間隔程度でよい。 (ハ) セン孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1箇所、(2)～(3)は40mに1箇所の割合で行う。 なお、トンネル延長が40m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上のせん孔による測定を行う。 ただし、漏水の多い場合などで上記によることが好ましくない場合は、監督職員の指示により間隔を拡げることができる。		
						厚 さ t_1, t_2	設計値以上			
						延 長 L	—			

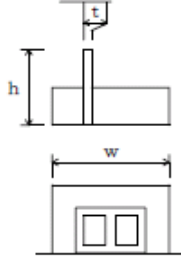
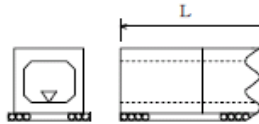
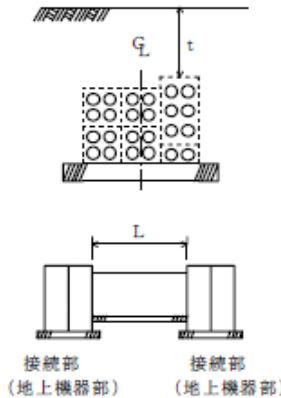
出来形管理基準及び規格値 第10編 道路編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	12 共 同 溝	5 現 場 打 構 築 工	2		現場打躯体工	基 準 高 ▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	－20			
						内 空 幅 w	－30			
						内 空 高 h	±30			
						ブロック長 L	－50			
10 道 路 編	12 共 同 溝	5 現 場 打 構 築 工	4		カラー継手工	厚 さ t	－20	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						幅 w	－20			
						長 さ L	－20			
10 道 路 編	12 共 同 溝	5 現 場 打 構 築 工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版にて測定。		
10 道 路 編	12 共 同 溝	5 現 場 打 構 築 工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚 さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」にて測定。		

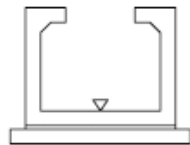
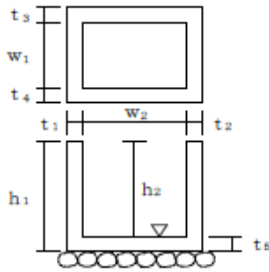
出来形管理基準及び規格値 第10編 道路編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	12 共 同 溝	5 現 場 打 構 築 工	5	3	防水工 (防水壁)	高 さ h	−20	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						幅 w	±50			
						厚 さ t	−20			
10 道 路 編	12 共 同 溝	6 プ レ キ ャ ス ト 構 築 工	2		プレキャスト躯体工	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40mにつき1箇所、延長 40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。		
						延 長 L	−200	延長：1施工箇所毎		
10 道 路 編	13 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	2		管路工（管路部）	埋 設 深	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1箇所。		
						延 長 L	−200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

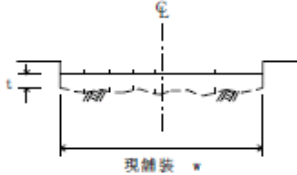
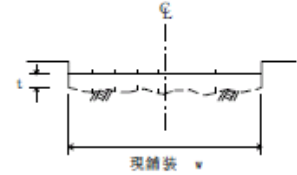
出来形管理基準及び規格値 第10編 道路編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	13 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	3		プレキャストボックス工 (特殊部)	基 準 高 ▽	±30	接続部（地上機器部）間毎に1箇所。		
10 道 路 編	13 電 線 共 同 溝	6 付 帯 設 備 工	2		ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30	1箇所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚 さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高 さ h_1, h_2	-30			

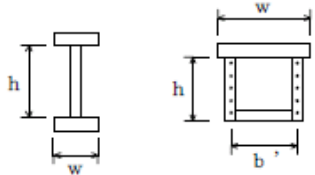
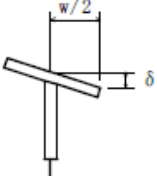
出来形管理基準及び規格値 第10編 道路編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)				
10 道 路 編	15 道 路 維 持	4 舗 装 工	5		切削オーバーレイ工	厚さ t	－ 9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 40m毎に 1 箇所の割とし、延長 40m未満の場合は、 2 箇所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 小規模未満（200㎡未満）の工事においては、平坦性の項目を省略する事ができる。			
						幅 w	－25					
						延長 L	－100					
						平 坦 性	—	3 m ² プロファイルター (σ) 2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm以下				
10 道 路 編	15 道 路 維 持	4 舗 装 工	7		路上再生工	路盤工	厚さ t	－30		幅は延長 40m毎に 1 箇所の割で測定。 厚さは、各車線 40m毎に左右両端及び中央の 3 点を掘り起こして測定。		
							幅 w	－50				
							延長 L	－100				

出来形管理基準及び規格値 第10編 道路編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
								鋼げた等	トラス・アーチ等		
10 道 路 編	17 道 路 修 繕	3 工 場 製 作 工	4		桁補強材製作工	フ ラ ン ジ 幅 w (m) 腹 板 高 h (m) 腹 板 間 隔 b' (m)	$\pm 2 \cdots \cdots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w / 2) \cdots 2.0 < w$	主げた・主構	各支点及び各支間中央 付近を測定。	 I 型鋼げた トラス弦材	
						床組など	構造別に、5 部材につ き 1 個抜き取った部材 の中央付近を測定。				
						フランジの直角度 δ (mm)	$w / 200$	主げた	各支点及び各支間中央 付近を測定。		
						圧縮材の曲がり δ (mm)	$\ell / 1000$	—	主要部材全数を測 定。 ℓ : 部材長 (mm)	